

大洲市自殺対策計画

～ 誰も自殺に追い込まれることのない
“生き心地の良い大洲市”を目指して ～



令和2年3月
愛媛県大洲市

はじめに

我が国の自殺による死亡者数は、平成 10 年以降、14 年連続で年間 3 万人を超える状況にあったことから、平成 18 年に「自殺対策基本法」が施行され、自殺は「個人の問題」から「社会の問題」として認識されるようになり、自殺対策が推進されてまいりました。その結果、平成 21 年以降の自殺者数は減少傾向にあります。現在も 2 万人程度となっており、諸外国と比べても高い状況にあります。

平成 28 年 4 月には、同法が改正され「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するために、「市町村自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

このような状況の中、大洲市においても、生きることの包括的な支援を推進していくため、「大洲市自殺対策計画」を策定いたしました。

この計画では、自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題であると認識し、市民と一体となって、誰も自殺に追い込まれることのない“生き心地の良い大洲市”を目指すものであります。

本計画の策定に当たりましては、愛媛大学教育学部附属教育実践総合センターのご協力を得て、「大洲市こころの健康づくり調査」を実施し、市民の皆様に貴重なご意見をいただくとともに、大洲市自殺対策計画推進会議委員の皆様にご多大なるご尽力を賜りました。ご支援、ご協力をいただきました関係各位に心から感謝申し上げます。

今後とも計画の実現に向けて、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

大洲市長 二 宮 隆 久

大洲市自殺対策計画 目次

第1章 大洲市自殺対策計画策定の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2
4 計画の目標	2
第2章 大洲市における自殺の現状	3
1 自殺の現状	3
（1）自殺者数と自殺死亡率の推移	3
（2）性別・年代別の自殺の状況	4
（3）自殺の原因・動機	4
（4）自殺者における未遂歴の有無	5
（5）主な自殺の特徴	6
2 大洲市こころの健康づくり調査（市民アンケート）結果	7
第3章 自殺対策における取組	17
1 基本方針	17
2 施策の体系	18
3 基本施策	19
（1）地域におけるネットワークの強化	19
（2）自殺対策を支える人材の育成	21
（3）市民への啓発と周知	22
（4）生きることの促進要因への支援	23
（5）児童生徒のSOSの出し方に関する教育	25
4 重点施策	26
（1）高齢者対策の推進	26
（2）生活困窮者対策の推進	27
（3）無職者・失業者対策の推進	28
第4章 自殺対策の推進体制	29
1 推進体制	29
2 計画の評価	29
参考資料	30

第1章 大洲市自殺対策計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

日本の自殺死亡者数は、平成9年までは約2万人台で推移し、平成10年に急増して3万人を超え、ピーク時の平成15年には3万4千人余りになりました。

平成18年、自殺対策基本法が施行され、「個人の問題」と認識されがちであった自殺を「社会問題」として、国をあげて自殺対策を推進してきました。その結果、自殺死亡者数は平成21年からは減少に転じ、平成24年には15年ぶりに3万人を下回りましたが、依然として2万人程度の水準となっています。また、人口10万人当たりの自殺死亡者数(以下、「自殺死亡率」という)は、主要先進7か国の中で日本が最も高くなっており、深刻な状態が続いています。

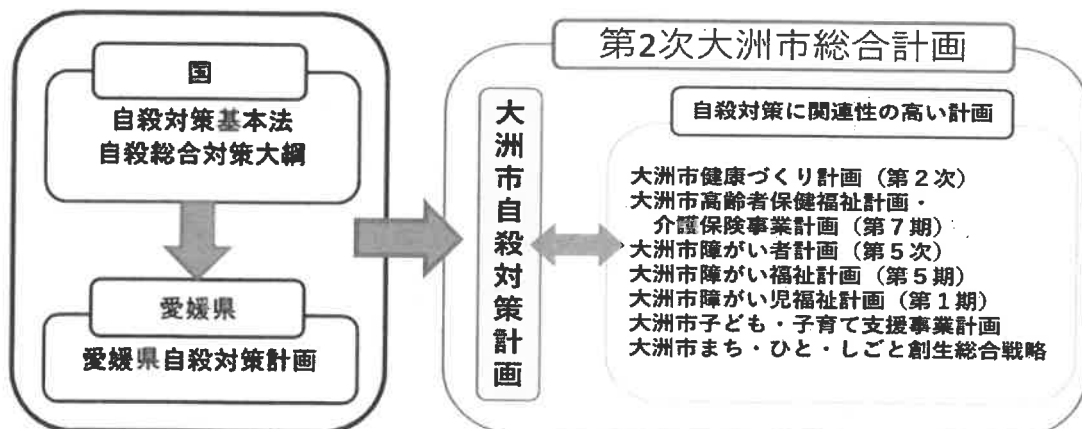
そのような中、自殺対策基本法が平成28年4月に改正され、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策は生きることの包括的支援として実施されるよう、すべての都道府県と市町村は「地域自殺対策計画」を策定することになりました。

本市でも、自殺対策の推進を図るため、本市の自殺の実態を把握し、その特性に応じた自殺対策計画「大洲市自殺対策計画～誰も自殺に追い込まれることのない“生き心地の良い大洲市”を目指して～」を策定いたしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に規定される計画となります。平成29年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」及び「愛媛県自殺対策計画」を踏まえて策定します。

また、「第2次大洲市総合計画 きらめくおおず～みんな輝く肱川流域のまち～」を上位計画とし、「大洲市健康づくり計画 あなたが城主！健康おおず～健康づくりはわたしが主役～」など自殺対策に関連性の高い各種計画との整合性を図るものとしします。



3 計画の期間

本計画の期間は2020年度(令和2年度)から2024年度(令和6年度)の5年間とし、評価を行う際、必要に応じて内容の見直しを行います。

4 計画の目標

自殺対策基本法において示されているように、我が国の自殺対策は、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しています。

本計画の目標は、2024年(令和6年)に2015年(平成27年)の自殺死亡率28.07を20%減少させた22.46以下にします。

※ 国は、「自殺総合対策大綱」において、2015年(平成27年)の自殺死亡率を2026年(令和8年)までに30%以上減少させることを目標としており、このことを参照し目標を設定しました。

第2章 大洲市における自殺の現状

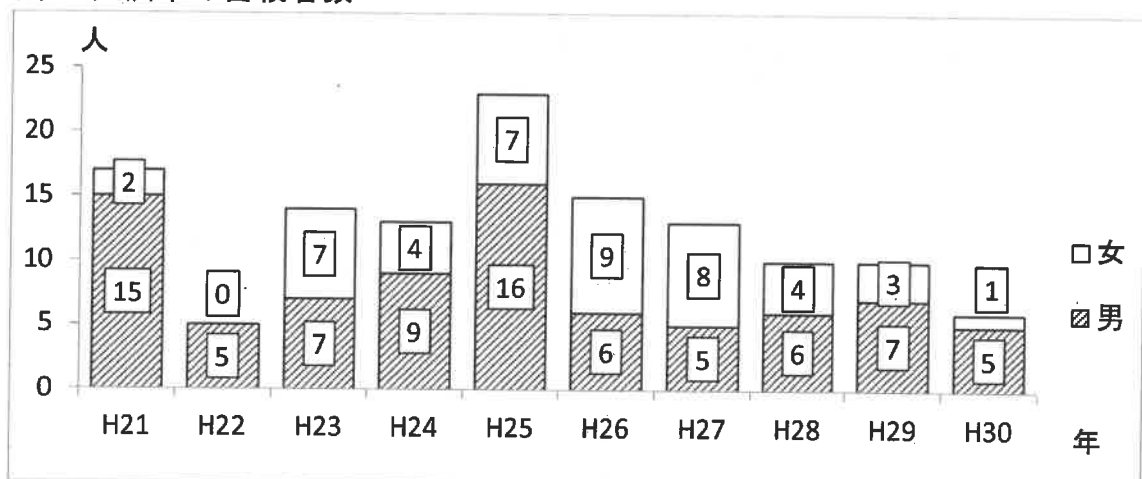
1 自殺の現状

(1) 自殺者数と自殺死亡率の推移

本市における自殺の統計は、厚生労働省の「地域における自殺の基礎資料」、自殺総合対策推進センターの「地域自殺実態プロファイル 2018」に基づいています。

平成21年から30年の本市の自殺者数は126人で、年間の自殺者数は自殺者数の多かった平成25年を除き平均11人となっています。

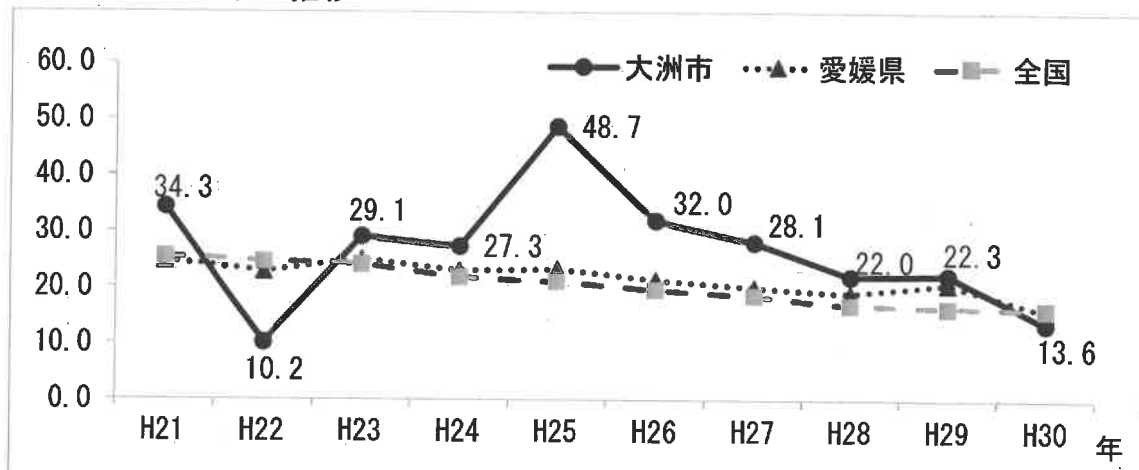
図1 大洲市の自殺者数



出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

自殺死亡率は、平成22年を除き全国・愛媛県と比べて高い状態にありましたが、平成30年は下まわっています。

図2 自殺死亡率の推移



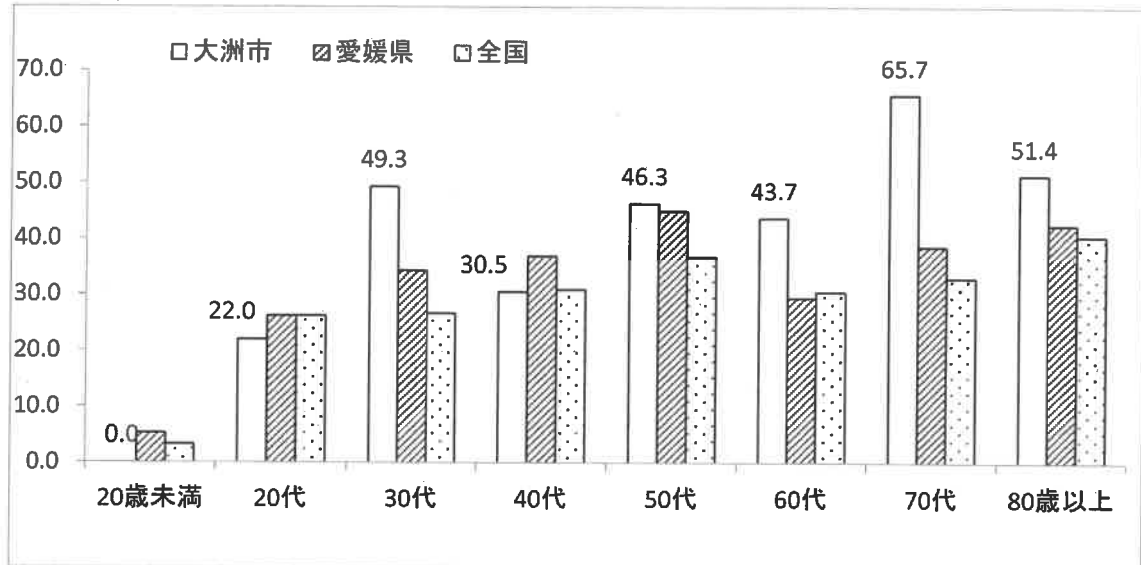
出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(2) 性別・年代別の自殺の状況

平成 25～29 年の本市の自殺による死亡は 71 人(男性 40 人、女性 31 人)で、自殺死亡率は 30.8 と全国・愛媛県に比べて高くなっています。

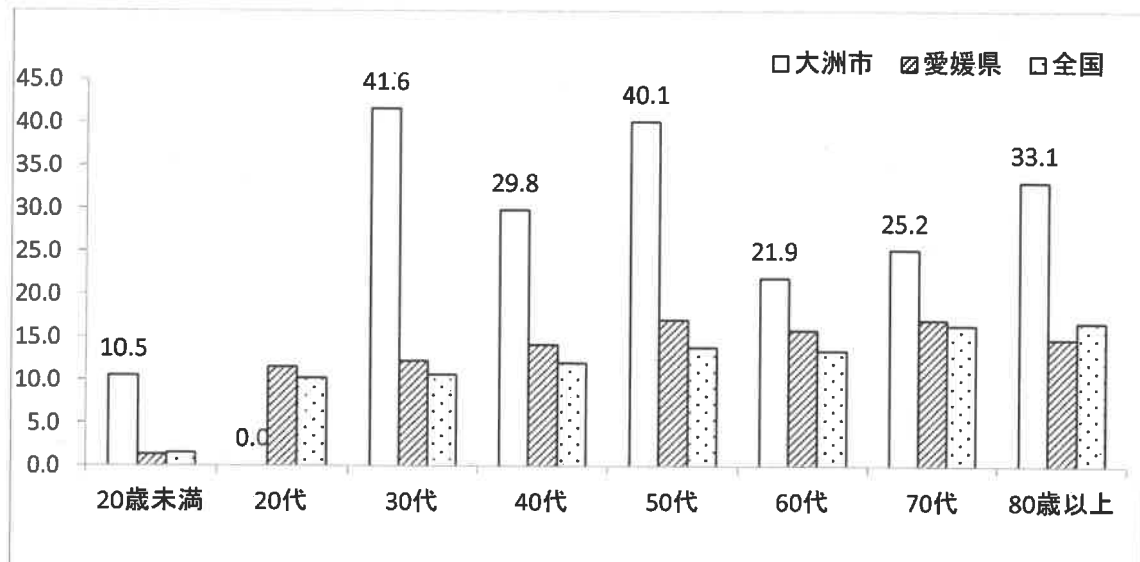
性別・年代別の自殺死亡率をみると、本市は全国・愛媛県と比較したグラフで、男性では特に 70 歳代が高く、女性では 20 歳代以外はどの年齢でも高く、30～50 歳代、80 歳以上で非常に高くなっています。

図3 性別・年代別の自殺死亡率【男性】



出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル 2018

図4 性別・年代別の自殺死亡率【女性】



出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル 2018

(3) 自殺の原因・動機

自殺者について原因や動機をみると、男性では家庭問題と経済・生活問題が 18.0%、女性では健康問題が 38.5%と最も多くなっています。男性で 44.0%、女性

で 23.1%の人が不詳となっており、周りの人が自殺の原因や動機について分からない状態となっています。

図5 自殺の原因・動機【男性】
(平成 25～29 年)

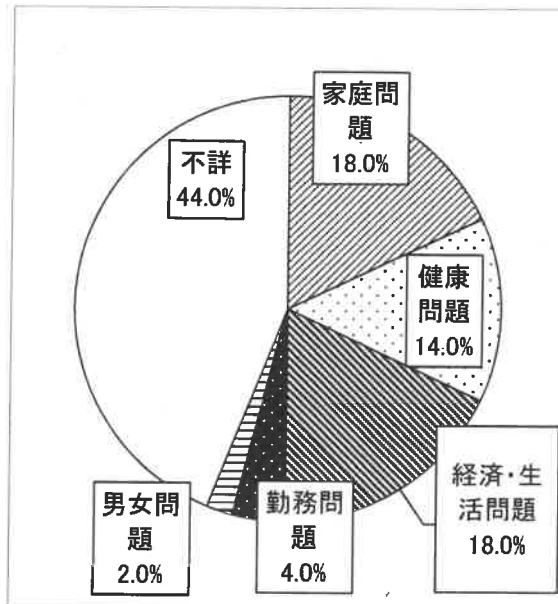
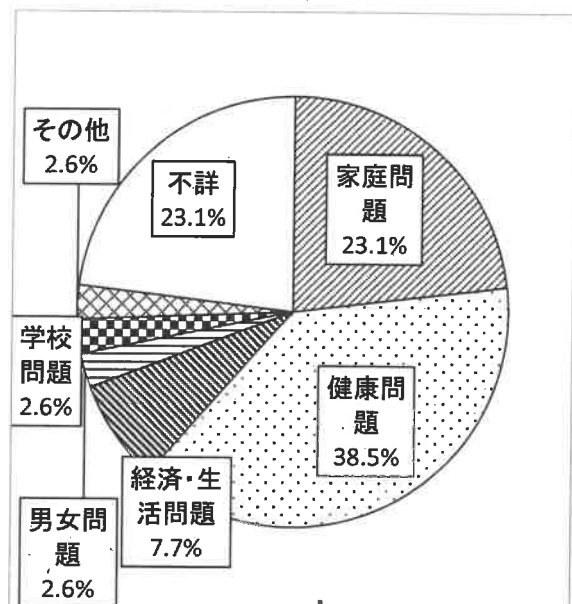


図6 自殺の原因・動機【女性】
(平成 25～29 年)

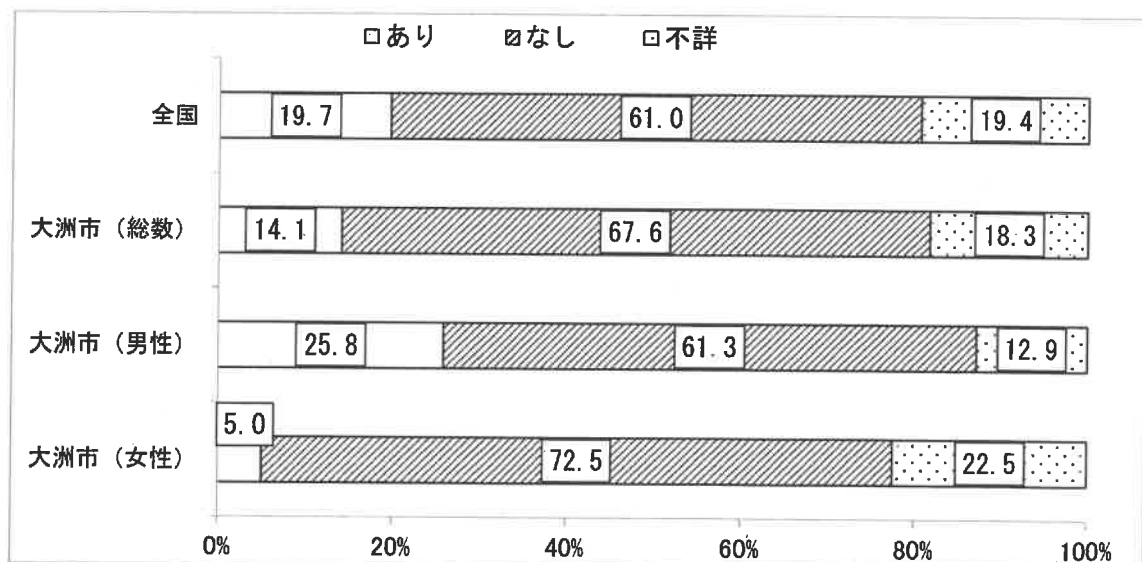


出典：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(4) 自殺者における未遂歴の有無

自殺未遂歴がある人の割合は、本市全体では 14.1%、男性では 25.8%、女性は 5.0%と男性が多くなっています。

図7 自殺者における未遂歴の有無(平成 25～29 年)



出典：自殺総合対策推進センター 地域実態プロフィール 2018

(5) 主な自殺の特徴

自殺の直接的な要因としては「うつ状態(精神疾患)」が多いです。しかし、うつ状態に至るまでには複数の要因が存在し、自殺は平均すると4つの要因が複合的に連鎖して起こります。社会が多様化する中で、地域生活の現場で起こる問題は複雑化・複合化しています。

表1 大洲市の主な自殺の特徴:平成25～29年の自殺者数71人(自殺日・住居地)

上位5位区分 (*1)	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対) (*2)	背景にある 主な自殺の危機経路 (*3)
1位 男性 60歳以上 無職独居	10	14.1%	260.1	失業(退職)+死別・離別→ うつ状態→将来生活への悲 観→自殺
2位 女性 60歳以上 無職同居	10	14.1%	32.9	身体疾患→病苦→うつ状態 →自殺
3位 女性 40～59歳 無職同居	8	11.3%	83.0	近隣関係の悩み+家族間の 不和→うつ病→自殺
4位 男性 60歳以上 無職同居	8	11.3%	42.3	失業(退職)→生活苦+介護 の悩み(疲れ)+身体疾患→ 自殺
5位 男性 40～59歳 有職同居	8	11.3%	38.1	配置転換→過労→職場の人 間関係の悩み+仕事の失敗 →うつ状態→自殺

出典：自殺総合対策推進センター 地域自殺実態プロファイル 2018

- *1 順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合には自殺死亡率の高い順とした区分は生活状況別(性別・年齢階級・職業の有無・同居人の有無)を示している
- *2 自殺死亡率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した
- *3 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした

2 大洲市こころの健康づくり調査(市民アンケート)結果

心の健康や自殺に対する市民の意識などを把握し、実態に基づいた自殺対策計画を策定するため、愛媛大学との協定に基づく共同研究事業として、市民を対象に「大洲市こころの健康づくり調査」を実施しました。

調査対象者:2,000 人

(令和元年 6 月 20 日現在、20～79 歳の大洲市民を無作為抽出)

調査期間:令和元年 7 月 8 日(月)～7 月 31 日(水)

調査方法:郵送法(封筒による密封回収)、無記名

回収数:850 件 (男性:350 件、女性:495 件、未記入:5 件)

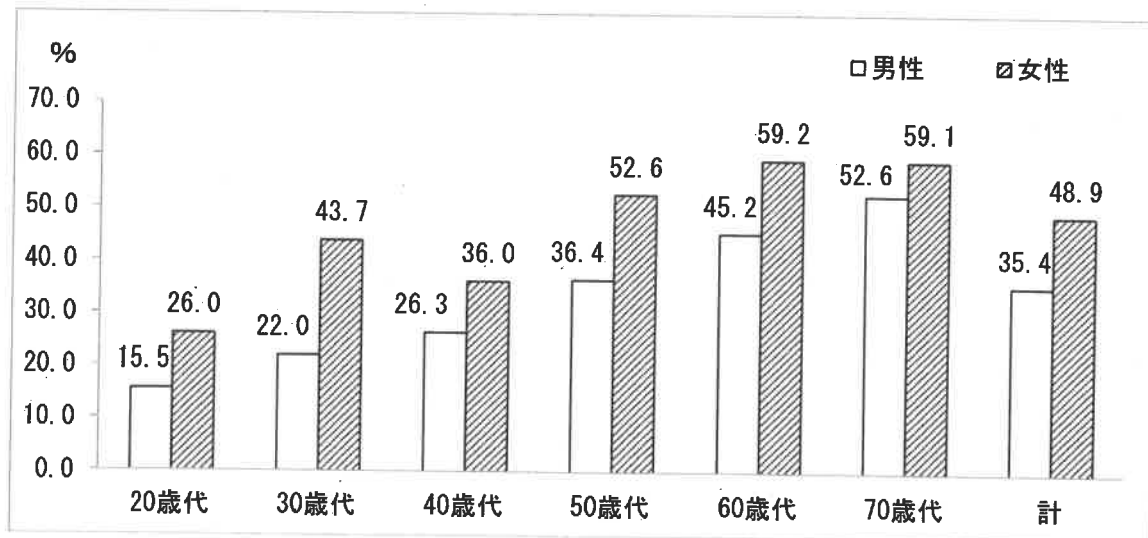
回収率:42.5%

(1)回答者の内訳

表2 性別・年代別の回答状況(性別・年齢不明者の5名を除く)

		20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	計
男性	回答数	16	29	46	63	104	92	350
	回答率	15.5	22.0	26.3	36.4	45.2	52.6	35.4
女性	回答数	25	59	62	91	138	120	495
	回答率	26.0	43.7	36.0	52.6	59.2	59.1	48.9
計	回答数	41	88	108	154	242	212	845
	回答率	20.6	33.0	31.1	44.5	52.3	56.1	42.3

図8 性別・年代別の回答状況 n=845



(2) ストレスの有無と内容について

現在、自分にどの程度ストレスがあるかを尋ね(「とてもある(0点)」「まったくない(10点)」の間で表すと何点だと思うか)、0点から3点を「はい」、4点から6点を「どちらでもない」、7点から10点を「いいえ」としました。

図9 ストレス有無【男性】 n=350

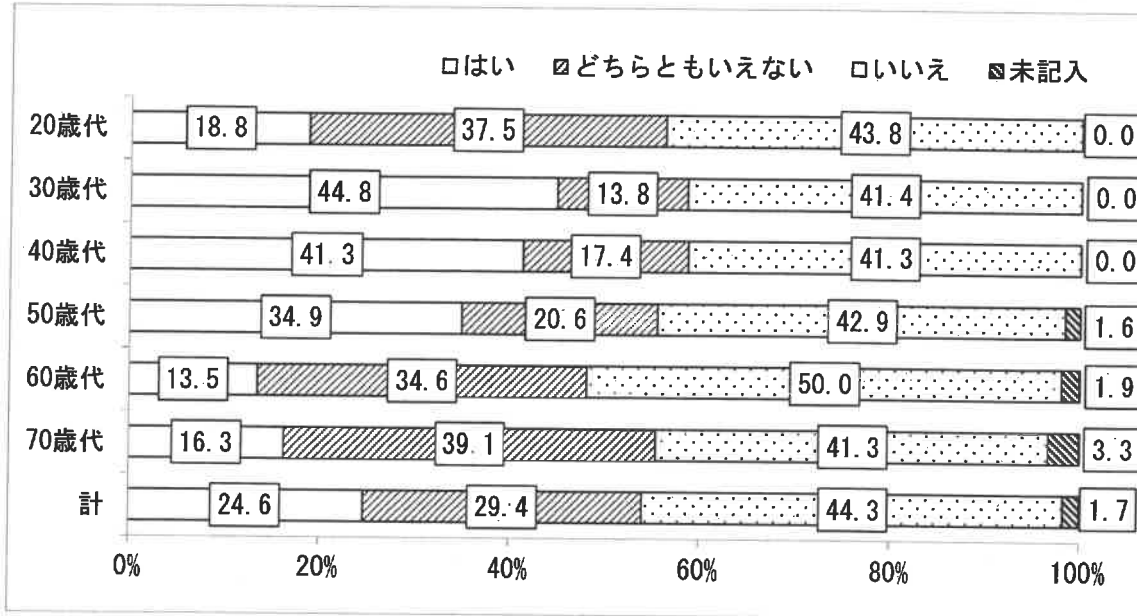
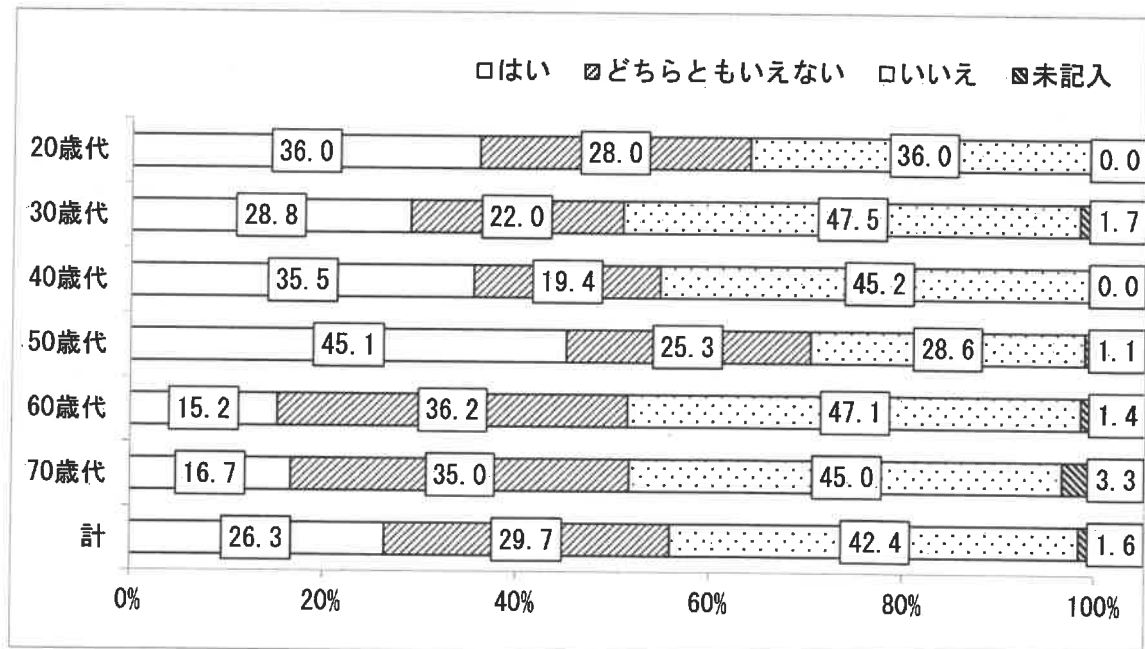
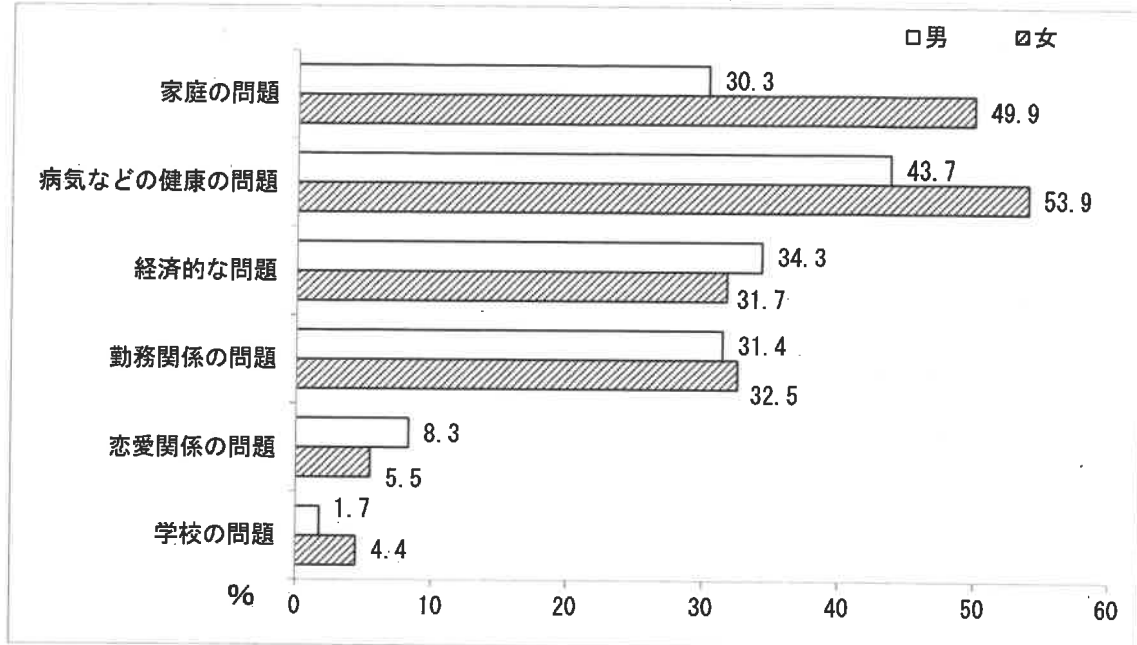


図10 ストレスの有無【女性】 n=495



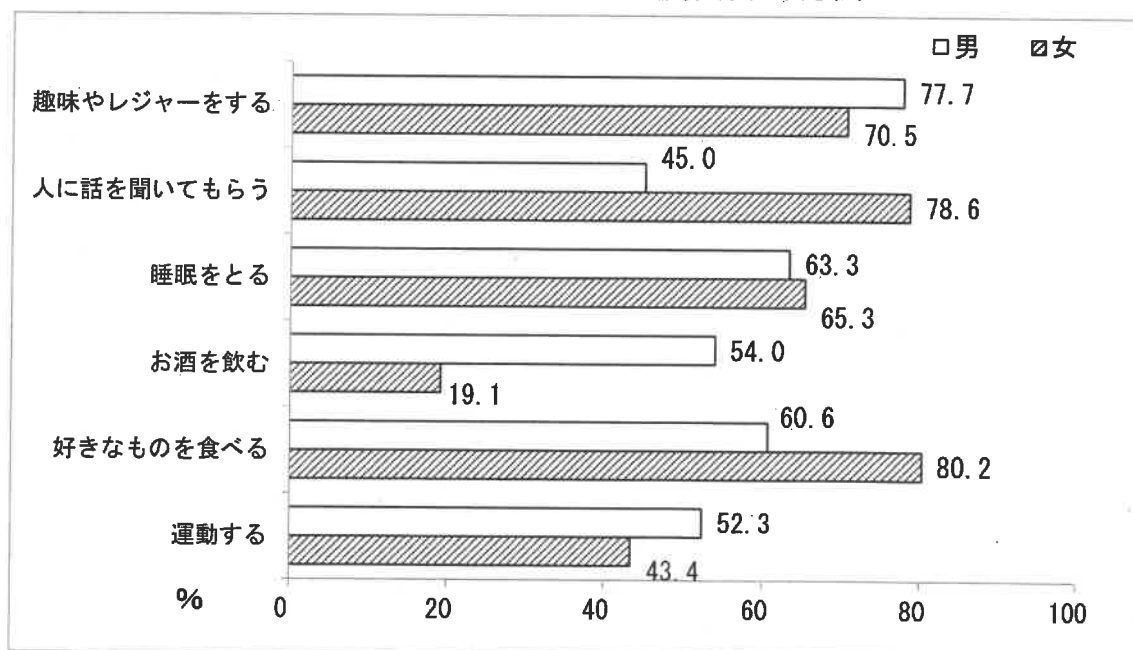
全ての年齢で見ると、男女とも約4人に1人が「ストレスがある」と回答しています。「ストレスがある」と回答した人は、男性では30歳代と40歳代、女性では50歳代が最も多く、次いで20歳代と40歳代となっています。

図 11 悩みや苦労、ストレス、不満を感じる内容 n=845



男女ともに「病気などの健康の問題」が最も多くなっています。次に、男性では「経済的な問題」、「勤務関係の問題」の順に多く、女性では「家庭の問題」、「勤務関係の問題」の順になっています。

図 12 日常生活の不満、悩み、苦労、ストレスを解消する方法 n=692



日常生活の不満、悩み、苦労、ストレスを解消する方法として、男性では「趣味やレジャーをする」が、女性では「好きなものを食べる」が最も多くなっています。女性で 78.6%の人が「人に話を聞いてもらう」を選んでいるのに対し、男性では、45.0%の人しか選んでいません。

(3) 悩みやストレスを相談出来る人の有無とその考え方や相談先について

図 13 悩みやストレスを感じた時に相談出来る人がいるか【男性】 n=350

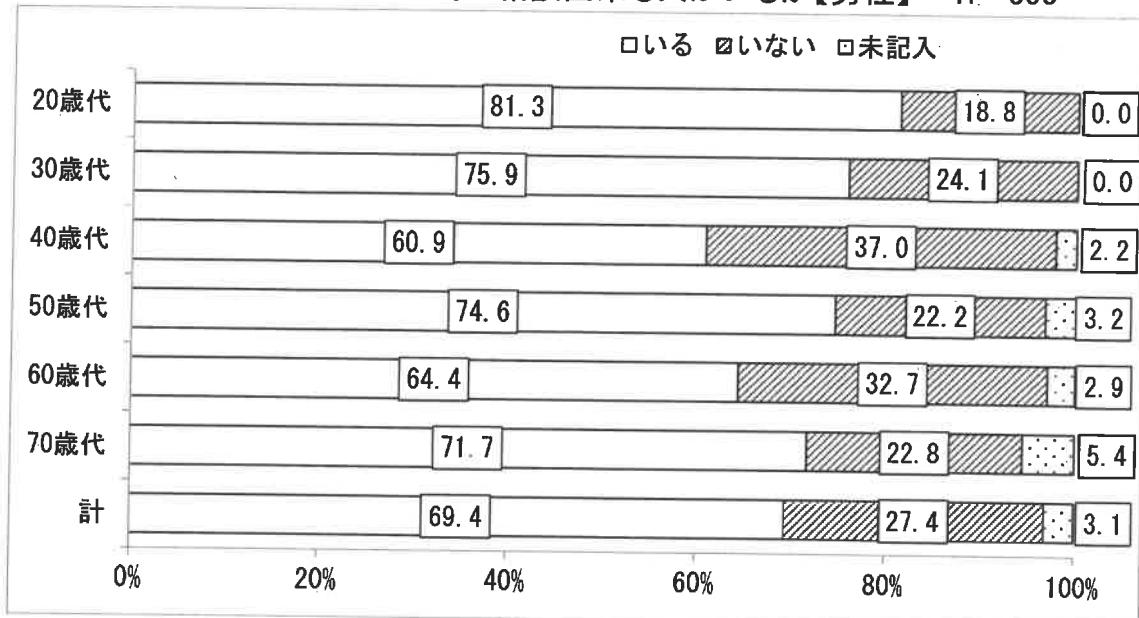
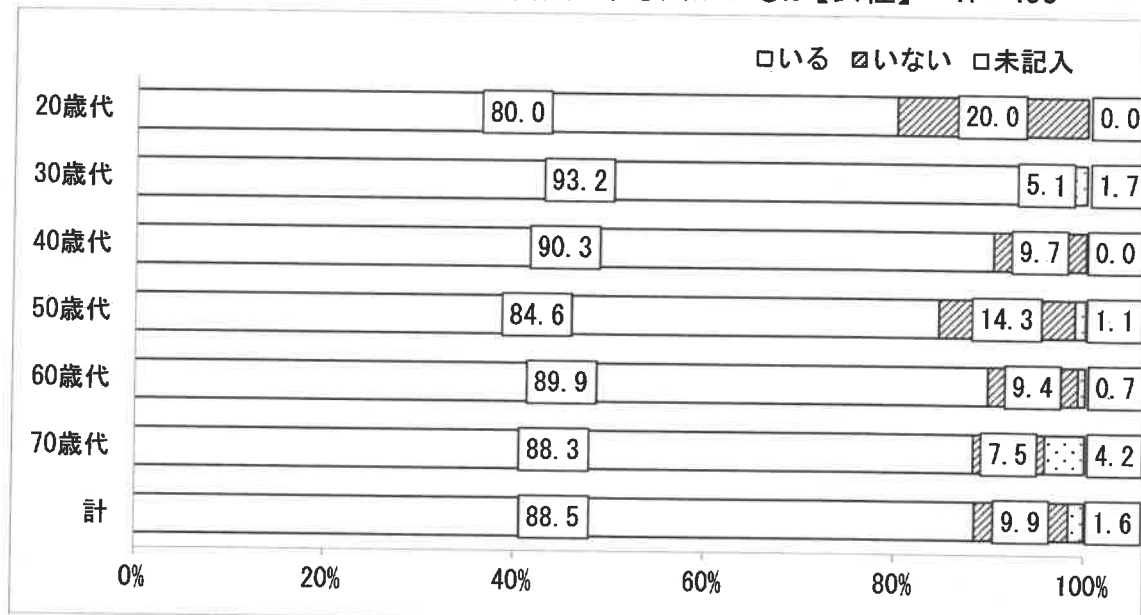


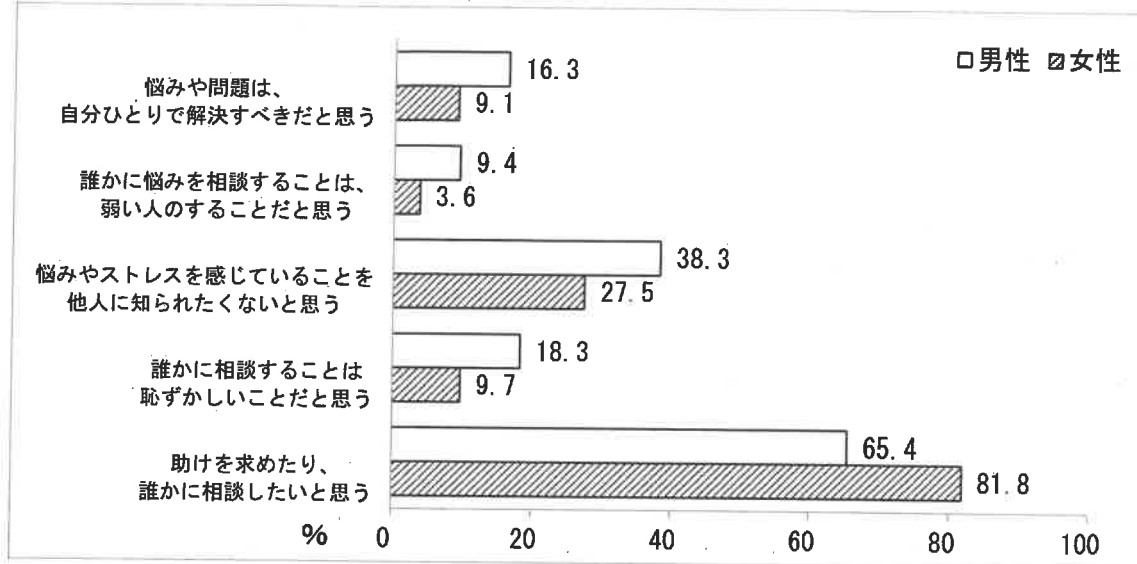
図 14 悩みやストレスを感じた時に相談出来る人がいるか【女性】 n=495



「悩みやストレスを感じた時に相談出来る人がいない」と回答した人は、男性で27.4%、女性で9.9%となっています。

平成 28 年度に厚生労働省が実施した「平成 28 年度自殺対策に関する意識調査」(以下、「厚労省調査」という)でも、「不満や悩みやつらい気持ちに耳を傾けてくれる人はいると思うか」という問いに「そうは思わない」(本市の問いでは「いない」)と回答した人は、男性では 16.3%、女性では 6.4%となっており、悩みやストレスを感じた時に相談出来る人が「いない」と答えた人の割合は男性に多くなっています。

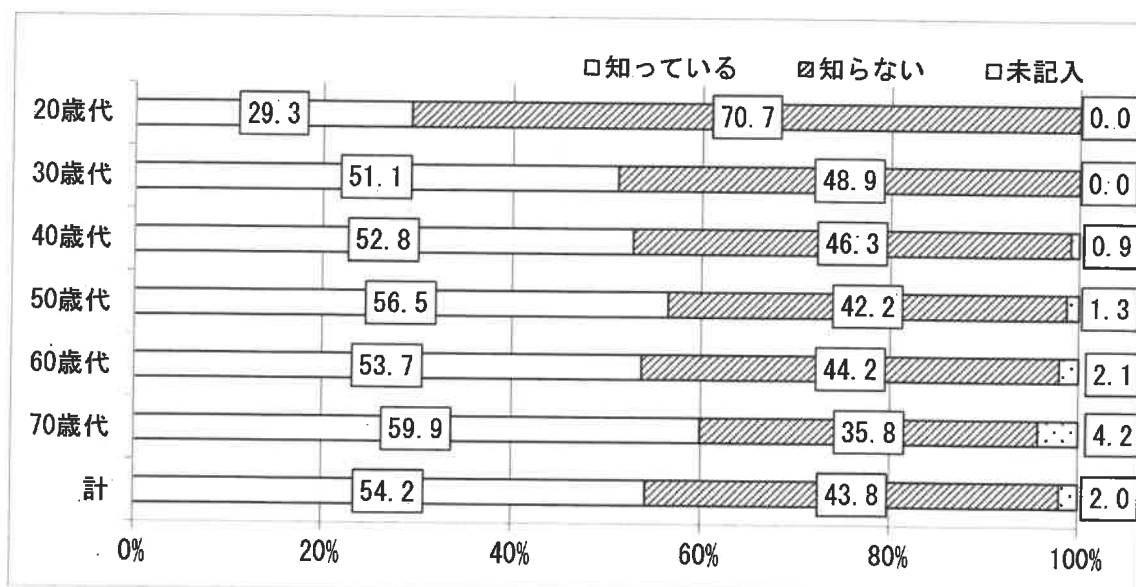
図 15 悩みやストレスを感じた時にどのように考えるか n=845



男性の約2割、女性の約1割は、「誰かに相談することは恥ずかしいことだと思う」と考えています。

厚労省調査でも、「誰かに相談したり、助けを求めることにためらいを感じるか」という問いに「そうは思わない」(本市の問いでは「思う」と回答した人は、男性が40.5%、女性が52.7%となっており、男性では、女性に比べて「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」人の割合が低くなっており、男性が一人で悩みやストレスを抱え込む傾向にあることが窺えます。

図 16 悩みやストレスを感じた時に、いろいろな相談窓口があることを知っているか n=845



約半数の人が、「相談窓口を知らない」と回答しています。特に20歳代は70.7%

と多くなっています。

図 17 悩みやストレスを感じた時に、相談すると思うか【男性】 n=350

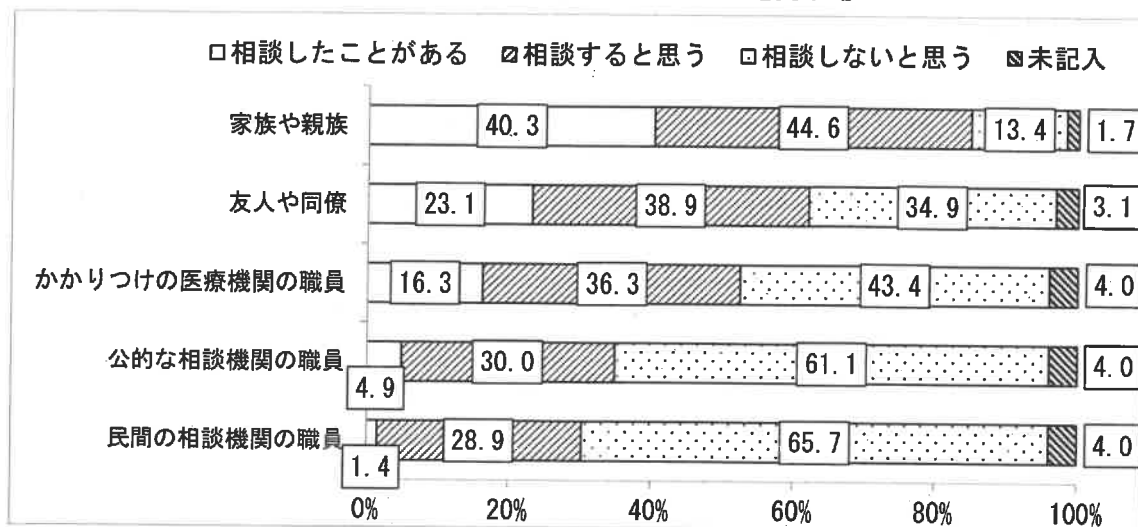
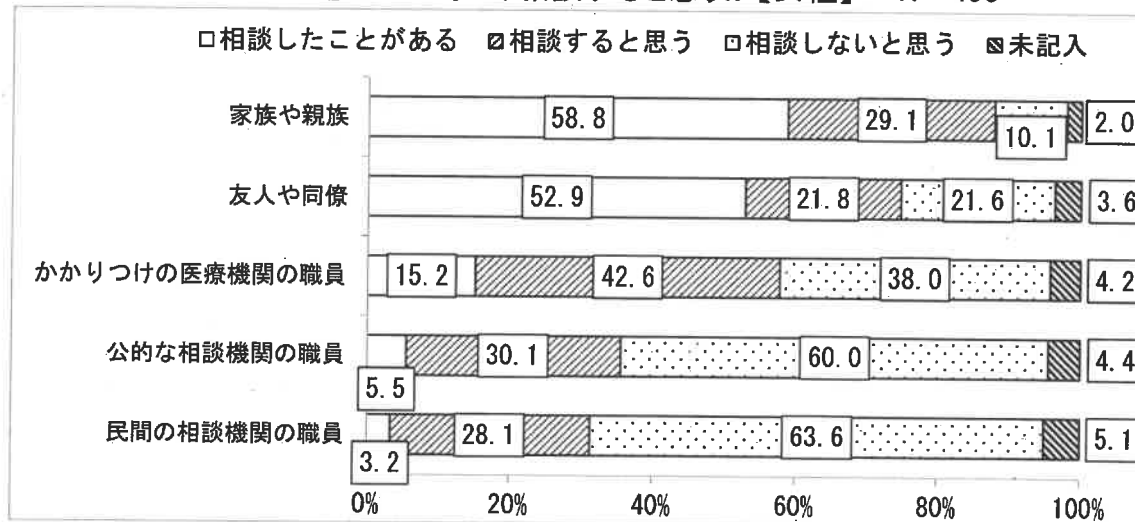


図 18 悩みやストレスを感じた時に、相談すると思うか【女性】 n=495



《質問の詳細》

かかりつけの医療機関の職員：医師・看護師・薬剤師

公的な相談機関の職員：市役所・保健センター・保健所の職員

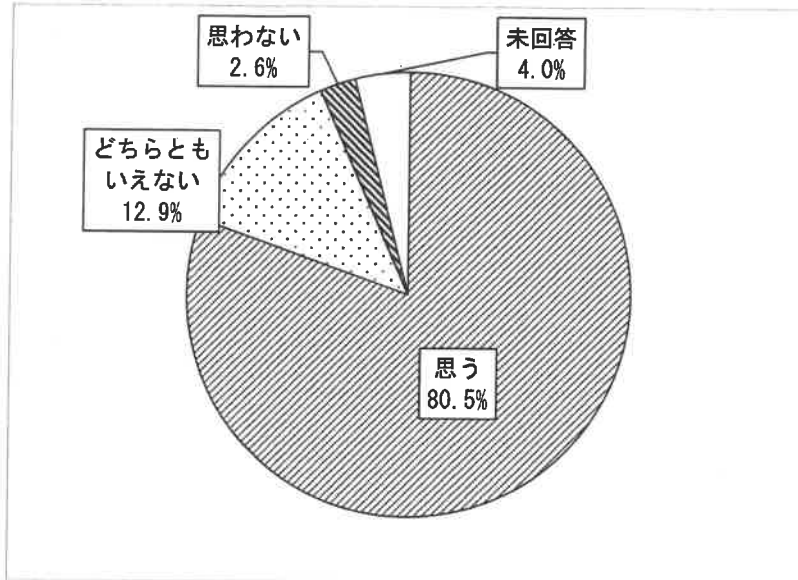
民間の相談機関の職員：カウンセリングセンターなど

相談すると思う：実際にしたことはないが相談すると思う

「相談したことがある」「実際にしたことはないが相談すると思う」と回答した人は、男女ともに「家族や親族」が最も多く、公的な相談機関（市役所・保健センター・保健所）の職員に「相談したことがある」または「実際にしたことはないが相談すると思う」と回答した人は約 35%です。

(4) 自殺についてどのように思うか

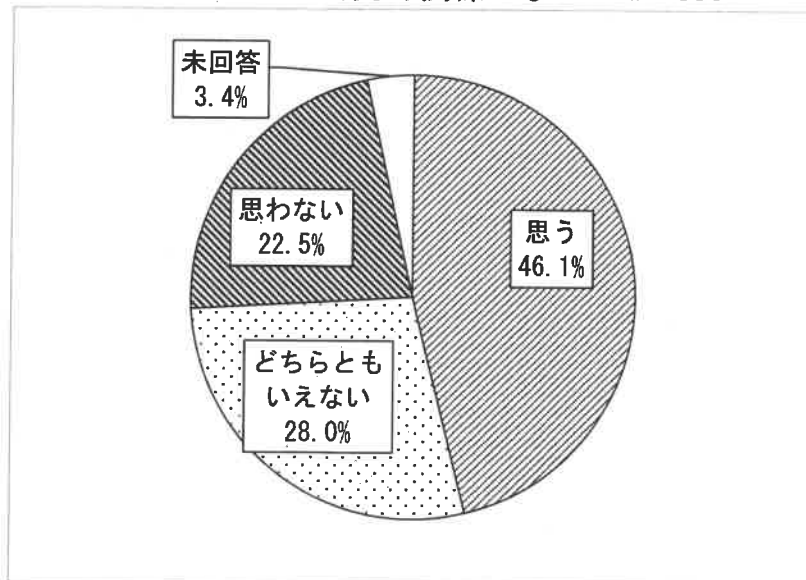
図 19 防ぐことの出来る自殺も多い n=850



「防ぐことの出来る自殺も多い」と考える人が約 8 割を占めています。

厚労省調査でも、「自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題である」との問いに「そう思う」(本市の問いでは「思う」)と回答した人は、64.3%となっています。

図 20 自殺は自分にはあまり関係がない n=850



「自殺は自分にはあまり関係がない」と思う人が半数近くおり、「どちらともいえない」を合わせると約 75%が自殺を自分とはあまり関係がないと思っています。

図 21 自殺をしたいと思ったことがあるか
n=850

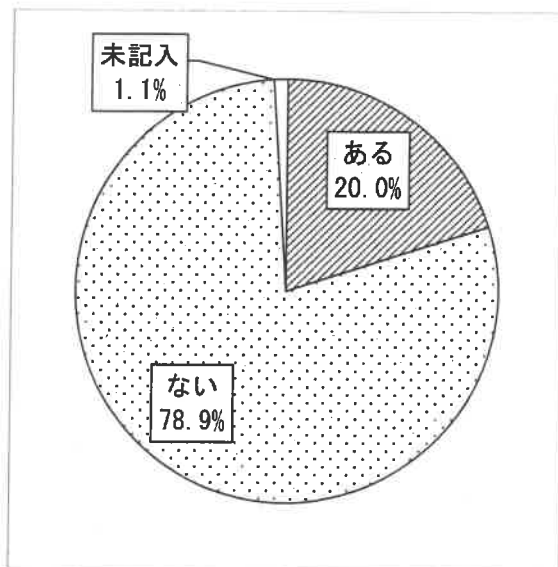
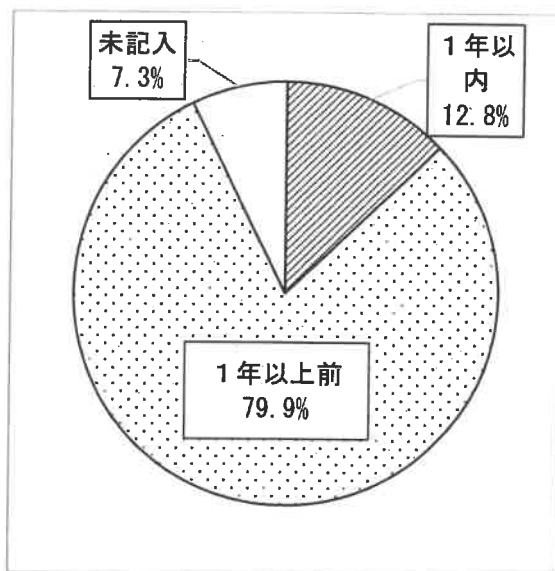


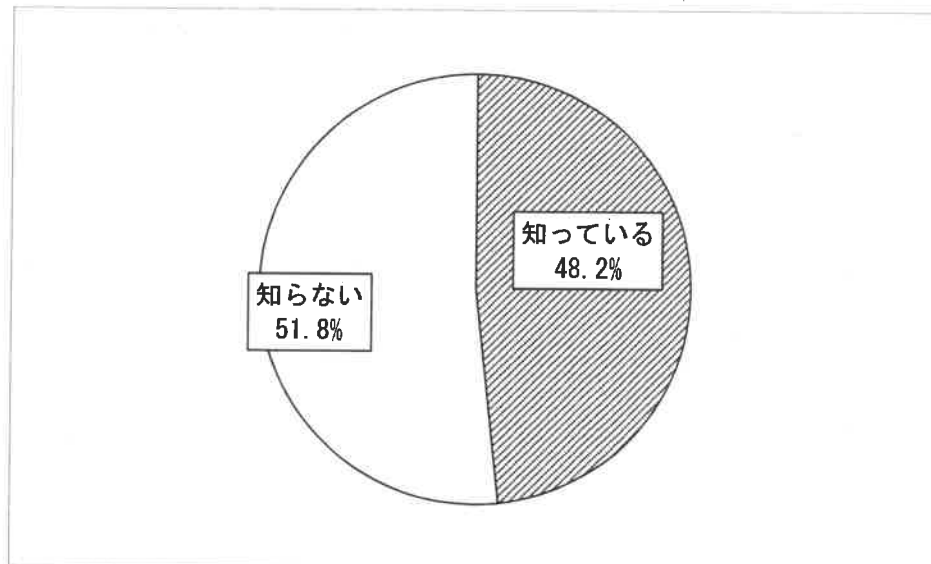
図 22 自殺をしたいと思った時期
n=179



20.0%の人が「自殺をしたいと思ったことがある」と回答しています。「ある」と回答した人のうち、「1年以内に考えたことがある」と回答した人は12.8%です。

厚労省調査でも、「本気で自殺をしたいと考えたことがあるか」との問いに「思ったことがある」(本市の問いでは「ある」)と回答した人は、23.6%となっており、「1年以内に思ったことがある」人は18.9%です。

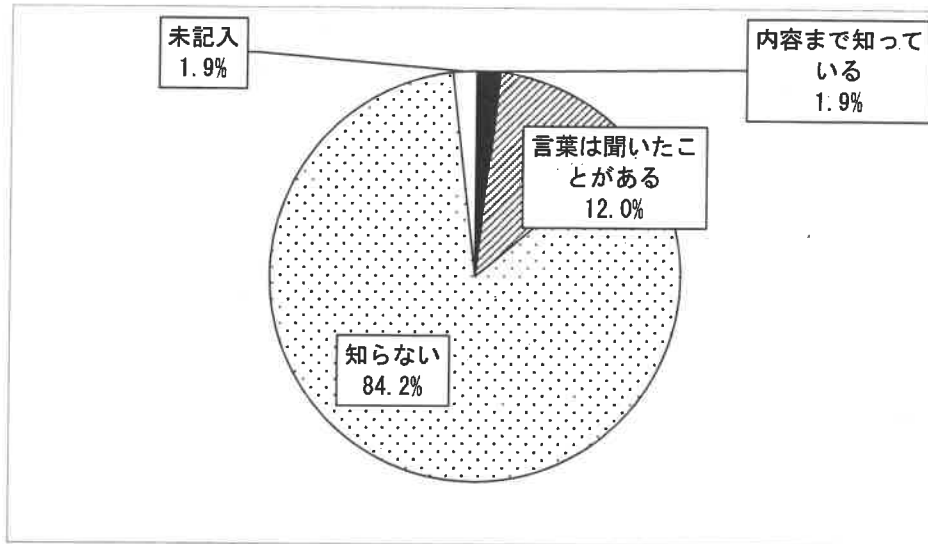
図 23 自殺をしたいと思ったことがある人は相談窓口を知っているか n=170



「自殺をしたいと思ったことがある」人のうち、「悩みやストレスを感じた時にいろいろな相談窓口があることを知っている」と回答した人は48.2%で、半数以上が、「知らない」と回答しています。

(5) ゲートキーパー、自殺予防週間・自殺対策強化月間について

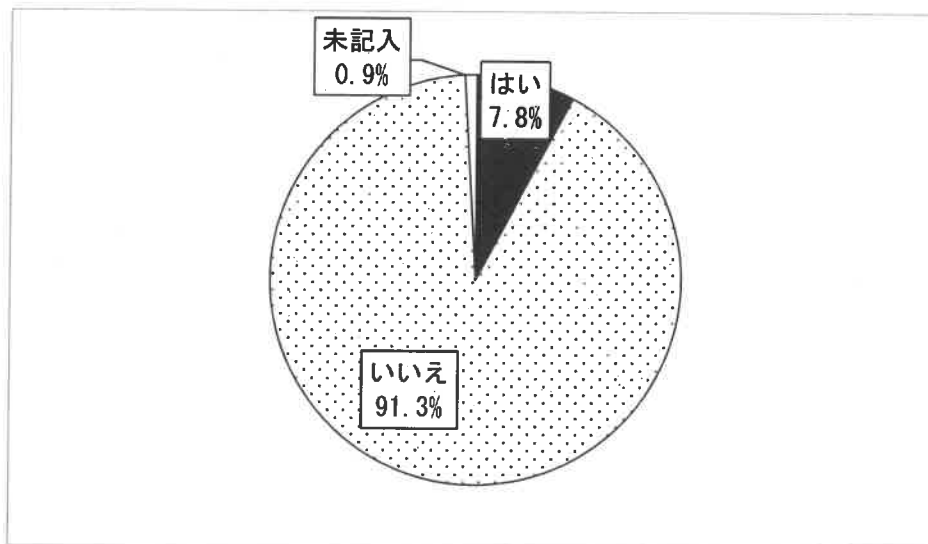
図 24 ゲートキーパーという言葉を知ったことがあるか n=850



※ゲートキーパー:悩んでいる人に「気づき」「声をかけ」「話を聴いて」「必要な支援につなげ」「見守る」人

「ゲートキーパーという言葉を知らない(聞いたことがない)」人は 84.2%です。
厚労省調査でも、「ゲートキーパーを知らなかった」と回答した人は 84.0%です。

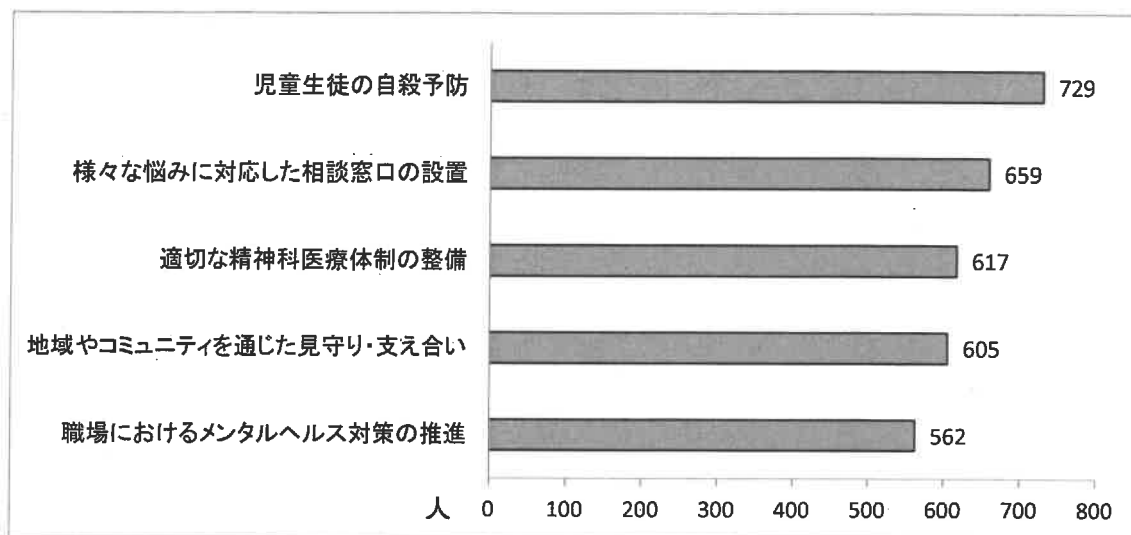
図 25 自殺予防週間・自殺対策強化月間を知っているか n=850



「自殺予防週間・自殺対策強化月間を知らない」人が 91.3%です。
厚労省調査でも、「自殺予防週間・自殺対策強化月間を知らなかった」と回答した人は 56.2%です。

(6) 今後の自殺対策について

図 26 今後より有効な自殺対策として、何を強化していくべきだと思うか
上位5項目 n=850



今後必要な自殺対策は、多い順に「児童生徒の自殺予防」、「様々な悩みに対応した相談窓口の設置」、「適切な精神科医療体制の整備」、「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」、「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」となっています。

厚労省調査でも、本市と同様の内容になっています。

第3章 自殺対策における取組

1 基本方針

自殺総合対策大綱を踏まえて、本市においては、以下の5つを「自殺対策の基本方針」として掲げています。

(1) 生きることの包括的な支援として推進する

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因(自殺のリスク要因)」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要となります。

(2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高め、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

(3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつそれらを総合的に推進することが重要です。

これは、住民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要となる地域連携を促進すること」、更に「地域連携

の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして連動して行っていくという考え方(三階層自殺対策連動モデル)です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

学校においては、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、児童生徒等を対象とした、つらいとき等に助けを求める教育(SOSの出し方に関する教育)を推進することも重要とされています。

(4)実践と啓発を両輪として推進する

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

(5)国、愛媛県、大洲市、関係団体、民間団体、企業及び市民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

我が国の自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、本市だけでなく、国や県、関係団体、民間団体、企業、市民が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

2 施策の体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「5つの基本施策」と、本市における自殺の現状を踏まえてまとめた「3つの重点施策」で構成されています。

「5つの基本施策」は、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことの出来ない基盤的な取組です。「3つの重点施策」は、本市における自殺のハイリスク層となっている高齢者、生活困窮者、無職者・失業者に対する取組です。それぞれの対象者に対して、庁内の様々な施策を結集させることで、「生きることの包括的な支援」とし

て推進していきます。

なお、参考資料として、自殺総合対策大綱に基づく、「生きる支援関連施策」を掲載しています。本市が実施している事業を自殺対策に活かすべくまとめた施策です。

基本施策

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策

- 1 高齢者対策の推進
- 2 生活困窮者対策の推進
- 3 無職者・失業者対策の推進

3 基本施策

(1) 地域におけるネットワークの強化

本市だけでなく、国や県、関係団体、民間団体、企業、市民が、連携・協働して自殺対策を総合的に推進するためには、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。保健、医療、福祉、教育、労働、法律その他の関連する分野での活動が自殺対策に寄与するため、様々な領域において積極的に自殺対策に参画することのできる環境を整えていく必要があります。

本市でも、自殺対策を推進するため、地域におけるネットワークの強化を図ります。

事業名	事業内容	担当部署名
大洲市自殺対策推進会議	自殺対策を総合的に推進するために大洲市自殺対策推進会議を開催し、関係機関・団体が連携を図るとともに自殺対策の進捗状況を協議します。	保健センター
大洲市健康づくり推進協議会	健康づくりを推進するために大洲市健康づくり推進協議会を開催し、関係機関・団体が連携を図るとともに心の健康づくりを推進するための協議を行います。	保健センター

事業名	事業内容	担当部署名
大洲市精神保健福祉連絡会	精神障がい者の社会参加、生活支援をすすめるため、関係機関の連携を強化するとともに、地域の実情に応じた社会復帰活動を推進します。また、精神障がい者に対する理解を促し、大洲市の精神保健福祉の向上を図ります。	保健センター
専門医や専門の医療機関への紹介・連携	相談内容に応じて、専門医の療機関を紹介し、早期に治療に結びつくような支援を行います。	保健センター
要保護児童対策協議会	要保護児童等の実態を把握するとともに、関係機関等と情報交換を行い、要保護児童や保護者、特定妊婦への支援内容を検討します。	子育て支援課 保健センター 大洲警察署 児童相談所 他
大洲市障がい者自立支援協議会	相談事業を始めとする地域の障がい福祉に係る支援体制の整備、その他これらの事業に関する事項について協議します。	社会福祉課
大洲市障がい者自立支援協議会専門部会	就労部会・地域移行部会・子ども福祉サービス部会で、協議会から付託された事項を具体的に協議します。	社会福祉課
地域自殺対策検討連絡会	管内の自殺対策が総合的かつ効果的に推進されるために、自殺対策機関及び団体等と連携を強化し、支援体制の構築を図ります。	八幡浜保健所
地域自殺対策検討連絡会ワーキング部会	地域の自殺対策の実務者により、管内の自殺未遂者支援や現状等について情報交換を行い、管内での支援方法や体制整備を検討します。	八幡浜保健所
精神保健連絡会	管内各市町・医療機関・社会復帰施設等が集まり、精神保健福祉医療の体制づくりのための研修や検討を行います。	八幡浜保健所
精神障がい者地域移行支援事業	退院可能な精神障がい者の地域生活への移行に向けた支援を推進します。	八幡浜保健所
ひきこもり対策推進事業	保健・福祉・医療・教育・就労機関との連携を強化し、継続的支援を図ります。また、支援者同士が支え合うことを目的としています。	八幡浜保健所

事業名	事業内容	担当部署名
自殺未遂者 相談支援事 業	二次救急医療機関、精神科病院と連携し、自殺未遂者やその家族に対する相談支援を強化する体制づくりを行います。	八幡浜保健所

評価指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
大洲市自殺対策推進会議 の開催	—	年1回以上
大洲市健康づくり推進協 議会の開催	年1回	年1回

(2)自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があります。人材育成については、保健、医療、福祉、教育、労働等の関係者だけでなく、一般住民に対しても、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、必要な研修を行います。

地域のネットワークは、それを支える人材がいてこそ機能します。本市の自殺対策を支える人材の育成も推進します。

事業名	事業内容	担当部署名
ゲートキーパー養成講座	市職員をはじめ、民生児童委員や関係機関、各種団体、ボランティア等を対象にゲートキーパーの役割を担えるよう、ゲートキーパー養成講座を開催します。	保健センター
人材育成事業	自殺未遂者などに関わる人材を育成し、相談体制の充実と適切な支援のため、研修を行います。	八幡浜保健所
自殺未遂者 相談支援事 業	自殺未遂者や自殺に傾いた人らの相談に対応する者のスキルアップを図ることを目的に研修会を行います。	八幡浜保健所

*ゲートキーパー:悩んでいる人に「気づき」「声をかけ」「話を聴いて」「必要な支援につなげ」「見守る」人

評価指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
ゲートキーパー養成講座のアンケートで「自殺対策の理解が深まった」と回答した者の割合	—	80%以上

(3) 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った場合には「誰かに援助を求めることが適当である」ということを積極的に普及啓発する必要があります。

また、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭し、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、教育活動、広報活動等を通じて啓発事業を行います。

本市では、市民を対象に様々な機会を利用して、相談機関等の周知を行うとともに、市民が自殺対策について理解を深めることができるよう、講演会等を開催します。

1) リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

事業名	事業内容	担当部署名
広報活動	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせて、心の健康や自殺対策についての啓発を行い、知識の普及に努めます。(広報、ホームページ、保健だより、リーフレットの配布、ポスターの掲示)	企画情報課 保健センター
相談窓口の周知	心の健康についての相談窓口一覧を作成・配布し、気軽に相談できる体制を作ります。	保健センター
図書館での心の健康に関する展示	自殺予防週間、自殺対策強化月間に合わせて、市内図書館で心の健康についての本や資料を紹介します。	生涯学習課 保健センター
公共施設における啓発	公共施設において、心の健康についてのポスターの掲示や相談窓口一覧の配布を行います。	保健センター 各公民館等
普及啓発事業	関係機関・団体と連携し、自殺予防週間や自殺対策強化月間にリーフレットを配布します。	八幡浜保健所

評価指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
広報等での啓発回数	年1回	年1回以上
図書館での展示	—	年2回

2) 市民向け講演会・イベント等の開催

事業名	事業内容	担当部署名
心の健康づくり講演会	心の健康や自殺対策についての理解を深めるために講演会を実施します。	保健センター
各種健康教育	心の健康や自殺対策について、市民を対象に健康教育や出前講座を行います。	保健センター
精神障がい者家族教室	家族相互の交流を図りながら、疾病や社会資源について理解を深めるとともに、家族の不安や悩み、孤立感を軽減します。	保健センター
市民大学事業	市民に多様な学習機会を提供するため、時代や地域課題に即したテーマで大洲市民大学を開催します。講演会の中で自殺対策を啓発する機会とします。	生涯学習課
学級講座事業	学級講座等の中で自殺対策を啓発する機会とします。	生涯学習課

評価指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
講演会等のアンケートで「自殺対策の理解が深まった」と回答した者の割合	—	80%以上

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策では、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが必要です。本市でも、生きることの促進要因への支援という観点から、自殺リスクを低下させるための取組をすすめます。

また、大規模災害後には、体や心への深刻な影響がでることから、被災直後だけでなく、継続した心のケアや生活支援が出来るよう関係機関と連携します。

1) 居場所づくり活動

事業名	事業内容	担当部署名
児童館管理運営事業	児童厚生員がクラブや行事等において、子育て中の保護者から育児に関する各種相談に様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応します。	子育て支援課
思いを語ろう会(精神障がい者当事者のつどい)	仲間同士が自由に語り合い、グループ活動や保健師等との交流を通じて、対人関係等の改善や自己表現力の向上を図ります。交流や学びを通して、地域で生活するための適応力を高めるための支援を行います。	保健センター

事業名	事業内容	担当部署名
ふれあいいきいきサロン	高齢者の孤独感の解消、生きがいづくりを促進し、外出、交流の機会を提供します。企画、運営を地域住民と高齢者が共同で行い、サロンを開催することで、交流の場が生まれ、孤立感を和らげます。	社会福祉協議会 保健センター
ボランティアセンターの運営	ボランティアによる地域福祉活動の推進のために、相談援助、講座の開催、広報活動を行います。	社会福祉協議会

2) 相談体制の充実と支援策・相談窓口情報のわかりやすい発信

事業名	事業内容	担当部署名
民生児童委員活動事業	民生児童委員活動の中で、地域住民が抱えている自殺のリスクとなる悩みや不安、課題を早期発見し支援につなげます。	社会福祉課
障がい者基幹相談支援センター事業	障がい者等の様々な問題についての相談に応じ、情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等必要な支援を行います。また、関係機関との連絡調整も行います。	社会福祉課
ファミリーサポートセンター事業	子育て支援が必要な利用会員とサポート会員が育児について相互理解のもと支援活動を行います。サポート会員は、子育ての悩み等について必要時には専門機関の支援につなげます。	子育て支援課
養育支援訪問事業	養育を支援することが特に必要と認めらる乳幼児・児童・保護者・妊婦に対して養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、助言、必要な支援を行います。	子育て支援課 保健センター
総合相談事業	介護、福祉、保健、医療に関する高齢者の様々な相談に応じます。	高齢福祉課
一般介護予防事業	一般高齢者の生活に役立つ支援を行います。	高齢福祉課
健康相談事業 訪問指導事業	生活面や健康面での不安の早期把握、解決を図るために、心身の健康に関する相談を個別に応じます。	保健センター
妊娠婦・乳幼児訪問事業 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	母親の不安の解消を図るために、訪問によって早期に母親や子どもに関わります。産後うつやストレス等がみられる場合には、専門機関と連携して支援を行います。	保健センター
人権相談	差別、暴力、いじめ、ハラスメント等あらゆる人権問題について、人権擁護委員が相談を行います。	人権啓発課

事業名	事業内容	担当部署名
心配ごと相談事業	日常生活における心配ごとや悩みに対して、様々な職種や民生児童委員等が関係機関と連携して解決のための助言や支援を行います。	社会福祉協議会
ひきこもり対策推進事業	保健、福祉、医療、教育、労働等の関係機関が連携し、ひきこもりの方やその家族への支援を行います。	八幡浜保健所

3) 自殺未遂者等への支援

事業名	事業内容	担当部署名
「相談窓口カード」の配布	八幡浜保健所から配布されている「相談窓口カード」をすべての救急車に積載して、自殺未遂者やその家族に対してタイミングを見ながら配布します。	大洲消防署

評価指標	現状値(平成30年度)	目標値(令和6年度)
ふれあいいききサロン参加者数	11,189人	11,200人以上

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が、「困難やストレスに直面した時には、信頼できる大人に助けの声をあげられる」ことが大切です。様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育(SOSの出し方に関する教育)をすすめていきます。

事業名	事業内容	担当部署名
SOSの出し方に関する教育	学校や地域の状況を踏まえつつ、児童生徒が命の大切さを理解し、困難な場面やストレスに直面した時の対処方法やSOSの出し方を学ぶための教育を行います。	教育総務課 保健センター
心のケア事業(災害復興事業)	災害で心に強い衝撃を受けたことにより、身体的・精神的な不調を訴える子供に対し、専門知識を持った相談員(臨床心理士)による特別巡回相談を行います。	教育総務課
人権・同和教育推進事業	人権・同和教育問題学習を通して、人間としての自由や平等、命の大切さを伝えます。	教育総務課
若年層対策事業	児童生徒がSOSを出せるような取組を行います。	八幡浜保健所

評価指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
SOSの出し方に関する教育開催回数	—	令和6年度までに市内中学校で1回以上

4 重点施策

(1) 高齢者対策の推進

高齢者の自殺は、高齢者特有の課題を踏まえつつ、多様な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすい状態にあります。地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施策と連動した事業の展開を図り、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等といったソーシャル・キャピタルの醸成を促進する施策をすすめます。

1) 包括的な支援のための連携の推進

事業名	事業内容	担当部署名
認知症ケア向上推進事業	医療や介護、日常生活における支援が有機的に結びついた体制を整え、認知症の方が出来る限り住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう支援します。認知症初期集中支援チームを活用し、早い段階で対象者への関わりが出来るように支援します。	高齢福祉課

2) 地域における要介護者に対する支援

事業名	事業内容	担当部署名
認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識を普及するために、認知症の人や家族を支える認知症サポーターを養成します。	高齢福祉課

3) 高齢者の健康不安に対する支援

事業名	事業内容	担当部署名
物忘れ相談	物の置き場所を忘れる、心配や気がかりなことが増えたなど気軽に相談できる場として対応します。	高齢福祉課
介護予防サークル	生き活きと元気に過ごしながら、自分の家でずっと生活が続けられるように身近な場所の集まりとして支援します。	高齢福祉課
元気シニアサポーター養成講座・フォローアップ講座	サークル活動の核になるリーダーを養成し、身近な地区の仲間と一緒にがんばる活動を支援します。	高齢福祉課

評価指標	現状値(令和元年度)	目標値(令和6年度)
介護予防サークル数	26 か所	26 か所以上

(2)生活困窮者対策の推進

生活困窮者の背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、被災避難、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて関係性の貧困があり、社会的に排除されやすい傾向があります。

社会的に孤立した生活困窮者を地域の人々となつなぐ活動は、生きることの促進要因を強化するとともに、自殺リスクを抱える生活困窮者を見出し、支援へとつなぐ自殺対策にもなります。

生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めます。

事業名	事業内容	担当部署名
納税相談	市税等の納税相談の時に、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある方のための相談先を紹介します。	税務課
消費者行政事業	消費生活相談窓口を設置し、消費生活相談員により、消費生活全般に関する商品・サービスへの苦情や相談について問題解決の手助けを行ったり、情報提供・啓発活動を行います。	商工産業課
生活困窮者自立相談支援事業	経済的な問題だけでなく社会的な孤立や医療問題など複雑な課題を抱えている生活困窮者の相談に応じ、必要な支援につなげ生活上の問題の解消を図ります。	社会福祉課 くらしの相談支援センター
低所得者対策事業	低所得者の方が負担を気にせずにサービスを利用できるよう、利用者負担を軽減した総額の一部を社会福祉法人に対して助成します。	高齢福祉課
市営住宅施設管理事業	安価な家賃で安心・安全な居住環境を提供します。	都市整備課
水道料金徴収業務	水道料金の滞納者に対して料金の支払いを促す際に、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にある方の相談先を紹介します。	水道課
生活福祉資金貸付事業	低所得者、障がい者、高齢者世帯に対して資金の貸し付けを行います。	社会福祉協議会
心配ごと相談事業 (再掲)	日常生活における心配ごとや悩みに対して、様々な職種や民生委員等が関係機関と連携して解決のための助言や支援を行います。	社会福祉協議会

評価指標	現状値(平成 30 年度)	目標値(令和6年度)
心配ごと相談事業相談件数	220 件	220 件以上

(3) 無職者・失業者対策の推進

勤労世代の無職者の自殺率は同世代の有職者に比べ高いことが知られています。自殺のリスクが高い無職者・失業者では、離職・長期間失業など就労や経済の問題を抱えている場合もあれば、経済問題以外の傷病、障害や人間関係の問題等を抱えている場合もあります。

勤労世代の無職者・失業者は社会的に排除されやすい傾向があり、自殺のリスクの高い無職者・失業者に対して、当事者のリスクを把握し、多職種、多分野で支える当事者本位の支援体制を推進します。

事業名	事業内容	担当部署名
職業相談	就労についての相談を行います。若者、障がい者等に対しては、就労から定着までの支援などを行います。	ハローワーク

評価指標	現状値(平成 30 年度)	目標値(令和6年度)
職業相談	12,299 件	12,300 件以上

* 職業相談には、退職者の相談を含む

第4章 自殺対策の推進体制

1 推進体制

自殺対策を推進するため、保健・医療・福祉関係者、教育機関、警察・消防などの関係機関、関係団体等との連携を強化するとともに、市民一人ひとりが自殺対策に取り組むことで、計画を推進します。

2 計画の評価

大洲市自殺対策推進会議において、定期的に評価を行い、必要により計画の見直しを行います。

参考資料

生きる支援関連施策

事業名	事業内容	担当部署名
男女共同参画事業	女性問題の現状と課題について協議するとともに問題解決のための自主活動を推進し、情勢の地位向上と開かれた男女共同参画社会の実現を目指します。男女共同参画推進会議や女性団体連絡協議会で自殺防止対策をテーマとして研修会を行うことで、自殺対策への理解を深めるとともに、相談先等の周知も行います。	企画情報課
地域公共交通対策事業	地域公共交通網形成計画に基づき交通利便性の向上や交通空白期間の解消を図ります。	復興支援課
がんばるひと応援事業	魅力ある地域づくりのために頑張るひと(地域・団体)が実施する事業を応援し、その事業に要する経費について大洲市ががんばるひと応援事業補助金を交付します。	復興支援課
自治会活動補助事業	地域における自治会活動を支援し、自治意識の向上と地域振興を図ります。	復興支援課
ふれあい交流事業	少子化対策として、市内において独身男女が出会う機会を充実させ、参加しやすい環境を整備します。	復興支援課
集会所整備事業	地域住民がコミュニティ活動・ボランティア活動などの拠点施設として利用し、快適で楽しい近隣生活を送れるように集会所を整備します。	復興支援課
移住・定住促進事業	若者の移住・定住・地元回帰や移住支援等に関する制度を創設し、深刻な人口減少対策を講じます。	復興支援課
各種納税相談	各種税金や保険料等の支払いの際、生活苦や借金等の経済的な問題を抱えている状況にある方の相談を行います。	税務課
自主防災組織支援事業	地域住民が防災組織を結成し、日頃から地震や洪水などの災害に備えた防災活動を展開するのを支援します。	危機管理課
防災行政無線等管理事業	災害時における速やかな防災情報を市民へ伝達することにより、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。行政情報を市民へ伝達することにより、市民の行政サービスへの利便・利用・活用を促進します。	危機管理課
交通災害共済事業	市民であれば誰でも低額の掛金で加入でき、万一交通事故に遭っても簡単な手続きで見舞金が受け取れます。見舞金の手続きなど、当事者と接する機会において、必要時に生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを手渡すなど、適切な相談支援先につなぎます。	危機管理課

事業名	事業内容	担当部署名
地区防犯協会 補助事業	地区防犯協会と協力し、各種支援や対策の検討、各種啓発活動等の機会において、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを手渡すなど、適切な相談先につながります。	危機管理課
交通安全推進 協議会補助事 業	交通安全推進協議会が行う各種交通安全啓発活動や交通安全推進協議会を組織する団体等の会合で、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを手渡すなど、適切な相談先につながります。	危機管理課
交通安全協会 補助事業	悲惨な交通事故から市民の尊い命を守り、安全で安心な交通社会の実現に寄与します。交通安全協会と協力し、交通安全教室や街頭指導等の機会において、生きる支援に関する相談先一覧が掲載されたリーフレットを手渡すなど、適切な相談先につながります。	危機管理課
農業経営負担 軽減支援資金 利子補給事業	負債の償還が困難となっている農業者に対して償還負担の軽減を図るために借り換えた資金の金利負担を軽減するために利子の補給を行います。	農林水産課
有害鳥獣捕獲 補助事業	有害鳥獣の個体数の減少に努め、イノシシなどによる農作物への被害を軽減させることで、農家の営農意欲を向上させます。	農林水産課
有害鳥獣対策 支援事業	有害鳥獣対策に係る経費の補助により対策を支援し、農作物への被害を軽減させることで、農家の営農意欲を向上させます。	農林水産課
鳥獣被害防止 緊急捕獲等対 策事業費補助 金	有害鳥獣の個体数の減少に努め、イノシシなどによる農作物への被害を軽減させることで、農家の営農意欲を向上させます。	農林水産課
国民健康保険 高額療養費貸 付事業	療養費が著しく高額で支払いが困難な被保険者に対して療養費の一部を貸し付けることで、安心して必要とする療養を受けられるようにします。資金貸与時の聞き取りで困難な状況に陥った背景や原因等を把握し、必要があれば関係機関につながります。	保険年金課
重度心身障害 者医療費助成 事業	重度心身障害者と家族の経済的負担の軽減を図り、保健の向上と福祉の増進のために、重度心身障害者の医療費を助成します。受給者証更新時に面談を行うことで、問題の早期発見に努めます。	保険年金課

事業名	事業内容	担当部署名
子ども医療費 助成事業	子育て世代の医療費負担の軽減を図り、乳幼児・児童の保健の向上と健やかな育成を図るために、就学前の乳幼児及び小中学生を養育している保護者に対して、医療費を助成します。医療費の助成を行うことで、経済的負担の軽減につながるとともに保護者との面談等で問題の早期発見に努めます。	保険年金課
ひとり親家庭 医療費助成事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、保健の向上と福祉の増進のために、ひとり親家庭の医療費を助成します。医療費の助成を行うことで、経済的負担の軽減につながるとともに保護者との面談等で問題の早期発見に努めます。	保険年金課
医療費に関する相談	医療費の自己負担額が高額となった相談者に対して、高額療養費制度について説明し、その対象となる場合は申請を促すなど、安心して医療を受けることができるよう支援に努めます。	保険年金課
年金相談	国民年金の窓口申請等各種手続き時に、生活状況の把握に努め、経済的な理由により、保険料を納めることが難しい場合は、保険料免除手続きや減免申請など制度の案内を実施いたします。	保険年金課
生活保護扶助 事業	生活保護受給者には、精神疾患のある方やひきこもり傾向のある方、家族や社会から疎遠になっている方も多いため、生活保護ケースワーカーによる定期訪問や相談において、聞き取りや面談により個々が抱える問題を早期に察知し、適切な支援につなげます。	社会福祉課
障がい者相談 支援事業	在宅の障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、その他の障害サービスの利用等の必要な支援を行うとともに、虐待の防止や早期発見に努めます。また、関係機関との連絡調整を図りつつ、権利擁護に必要な相談支援等を行います。	社会福祉課
障がい者虐待 の対応	障がい者の虐待防止に努め、虐待を早期発見して改善できるよう支援します。	社会福祉課
障がい者日中 一時支援	障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び介護者の一時的な休息を図ります。	社会福祉課
介護給付・訓練等給付事業	障がい者等の有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう適切なサービスを提供します。障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援につなげるなどの支援を行います。	社会福祉課

事業名	事業内容	担当部署名
大洲愛育ホーム運営事業	就学前の発達障がい児等が通園し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などのサービスを提供します。保護者への相談支援の中で、必要時には他の相談機関につなぐなどの支援を行います。	社会福祉課
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等に手話通訳や要約筆記等の方法により、意思疎通を仲介する通訳者等を設置または派遣します。	社会福祉課
特別障害者手当等支給事業	精神(知的含む)または身体に重度の障がいを持つ児童及び精神(知的含む)または身体に著しく重度の障がいを持つ方に手当を支給します。	社会福祉課
大洲地区保護司会補助事業	犯罪を犯した者の改善・更生を助け、犯罪予防のための啓発・環境浄化を図り、公共の福祉に寄与することを目的として活動する保護司会に補助金を支給します。	社会福祉課
県更生保護会補助事業	被保護者の健全な社会復帰を促進する活動を行う県更生保護会に対して補助金を支出します。	社会福祉課
大洲・喜多地区更生保護女性会補助事業	女性の立場から地域の青少年の非行を防止し、犯罪に陥った人の更生に協力し、子育て支援や地域のよりよい環境づくりを目的として活動している更生保護女性会に対して補助金を支給します。	社会福祉課
保育所運営事業	就学前の子どもに保育を提供することで、児童の心身の健全な発達を図ります。	子育て支援課
子育て支援センター運営事業	子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に様々な専門機関と連携しながら応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応します。	子育て支援課
子育て短期補助事業	保護者が疾病等の理由により一時的に家庭で児童を養育することができなくなった場合等において、児童福祉施設等において一定期間養育・保護します。対応する職員が家庭の状況や保護者の抱える悩み等を察知し、必要な場合には専門機関等につなぎます。	子育て支援課
家庭相談室事業	家庭における人間関係の健全化及び児童養育の適正化など、相談・指導・助言を行います。関わりの中で自殺のリスクを早期に察知し、必要な機関につなぐ等の対応を強化します。DVや子どもへの虐待は家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減にもつなげます。	子育て支援課

事業名	事業内容	担当部署名
児童虐待関連事業	家庭相談室事業の中で対応し、関係機関へつなげます。	子育て支援課
DV・婦人相談事業	家庭相談室事業の中で対応し、関係機関へつなげます。	子育て支援課
児童手当事業	中学校終了前の子どもを養育している方に、児童手当を支給します。	子育て支援課
児童扶養手当支給事業	18歳までの子どもを養育しているひとり親家庭の保護者のうち、支援の必要な方に児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
病児保育事業	保護者が就労している等子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、小児科で保育することで安心して子育てが出来るよう支援します。保育士・看護師が保護者との関わりの中で必要時には他機関と連携して支援を行います。	子育て支援課
放課後児童健全育成事業	健全な育成を図るために、共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に適切な遊びや生活の場を提供します。問題を抱えている保護者や子どもがいた場合には、職員が必要な機関へつなぐ等の対応を行います。	子育て支援課
遺族会補助事業	戦没者の慰霊と遺族等の福祉増進に向け会運営の安定化を図ります。戦没者への敬意を持ち、命の大切さを共有します。	高齢福祉課
戦没者・消防及び公務殉職者合同追悼式事業	大洲市戦没者・消防及び公務殉職者の追悼を行います。戦没者及び公務殉職者への哀悼の意を参加者とともに高めめます。	高齢福祉課
大洲市社会福祉協議会補助事業	地域福祉の推進と民間福祉事業やボランティア活動の推進・支援を目的とし、地域福祉分野における総合窓口として、福祉教育・普及、事業実施等の活動を通じて、各種の支援体制の根幹を担います。	高齢福祉課
独居老人世帯等緊急通報装置貸与事業	独居等による孤独感や不安を軽減し、急病や災害時に迅速かつ適切に対応できるよう、ひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与します。独居等による孤独感や不安感を軽減し、協力員及び市社協との見守り関係を保持します。	高齢福祉課 社会福祉協議会
軽度生活援助事業	在宅で引き続き自立した生活が送れるように、日常生活の中で介護保険サービスで対応できない支援を行います。高齢者の日常生活上の困難を克服することで、生活環境の向上や維持が出来、心身の負担が軽減されるよう支援します。	高齢福祉課

事業名	事業内容	担当部署名
老人ホーム入所措置事業	養護老人ホームに入所することで、心身の健康の保持及び生活の安定さのために必要な支援を行います。入所手続中、家族等との面接の中で、問題状況等の聞き取りを行い、必要時には様々な支援につなげます。	高齢福祉課
大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合負担事業	大洲喜多特別養護老人ホーム事務組合に対して負担金を支出することにより、介護が必要な高齢者が在宅で生活することが難しい高齢者が安心して生活できるようにします。	高齢福祉課
在宅福祉サービス事業	社会福祉協議会に業務委託し介護キップ制度を活用して、地域の高齢者等に対してボランティアにより生活支援、地域活動の支援を行います。地域や各世帯、個人間の生活支援活動を通じて、時間と気持ちにゆとりのある空間を提供します。	高齢福祉課 社会福祉協議会
介護用品支給事業	要介護者の日常生活に必要な消耗品等の中で紙おむつ等の決められた用品を支給することで、介護者の経済的負担の軽減を図るとともに、双方の心理的負担も軽減します。	高齢福祉課
在宅寝たきり老人等介護手当事業	在宅で寝たきり高齢者等を常時介護している家族に対して、介護手当金を支給します。介護状態が寝たきり状態等であっても、住み慣れた場所で自分の家族との時間を保ちつつ、介護者の負担軽減にも寄与します。	高齢福祉課
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業	介護サービスのみならず、保健・医療・福祉サービスなど一体的に高齢者支援を行う体制整備など、高齢者福祉の積極的な推進を図るため、介護保険サービス事業量等の見込や基本的な取組みを定めます。高齢者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業のさらなる連携の促進を図ります。	高齢福祉課
介護保険料賦課徴収事業	介護保険料滞納者のうち生活困窮者への滞納整理にあたっては、市税や他の保険料等の担当者と連携し、過度な滞納整理とならないよう対応します。必要に応じて関係機関の紹介や生活保護担当者への情報提供などを行います。	高齢福祉課
介護サービス給付事業	要支援・要介護者の要介護状態及びニーズに応じた介護給付を行うことにより、要介護状態の軽減・悪化の防止、要介護状態となることの予防を図り、要支援・要介護者が、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにします。介護サービスの利用にあたり、相談支援の提供を通じて、介護にまつわる問題を抱えている利用者や家族の負担軽減を図り、自殺リスクの軽減にもつなげます。	高齢福祉課

事業名	事業内容	担当部署名
介護相談員派遣事業	介護保険施設や在宅サービス事業所への訪問活動を通じて、介護サービス利用者からの相談に応じ、様々な問題に対して解決に努めます。	高齢福祉課
介護認定審査事業	公平・公正な判定を行うため、認定調査・主治医意見書の結果からコンピュータによる一次判定を行い、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに介護認定審査会において要介護状態区分の判定を行います。介護は利用者や家族にとって精神的・身体的負担が大きく、介護認定審査時介護認定情報から、利用者や家族が抱えている自殺のリスクが高い場合には担当介護支援専門員等関係機関と連携を図ります。	高齢福祉課
介護認定調査事業	介護給付の入口となる認定調査であり、適正なサービスが利用できるようにするため、中立・公平な調査を行います。介護は利用者や家族にとって精神的・身体的負担が大きく、介護認定調査時介護認定情報から、利用者や家族が抱えている自殺のリスクが高い場合には担当介護支援専門員等関係機関と連携を図ります。	高齢福祉課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で在宅生活を継続していくためにサービスを提供する事業主体と連動して支援体制の充実・強化を図ります。	高齢福祉課
在宅医療・介護連携推進事業	喜多医師会を中心に大洲喜多地域全体の在宅患者の生活を支える地域包括ケアシステムの構築を実行し、医療と介護を必要とする地域住民が安心して暮らせる町づくりを目指します。	高齢福祉課
地域ケア会議	地域の様々な機関や専門家と連携協力し、地域のみなさまの暮らしを支える協議を行います。	高齢福祉課
権利擁護事業	高齢者の尊厳ある暮らしを守ります。成年後見制度の利用と高齢者虐待の早期発見に努めます。	高齢福祉課
成年後見制度利用援助事業	身寄りがなく、判断能力が十分でない高齢者が、権利や財産を守るために成年後見制度を利用する際に必要な費用を助成します。	高齢福祉課
介護予防支援事業	介護認定により要支援 1・2 の認定を受けた者を対象に、予防を目的としたサービス提供を行うためのプランを作成し、各種相談・指導を行うことにより、利用者が出来る限り要介護状態にならないようにします。各種支援・指導を行うことにより、関わり合いを持ち、孤独化を防ぎます。	高齢福祉課

事業名	事業内容	担当部署名
人権啓発活動事業	全ての市民の人権が尊重され、いきいきと暮らせる社会の実現を目指し、家庭や学校、地域社会、職場など、あらゆる場を通じて、人権教育・啓発活動を推進します。	人権啓発課
健康教育事業	生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図ることにより「自らの健康は自らが守る」という意識と自覚を高め、健康の保持増進につなげます。心の健康、自殺問題とその対応についての健康教育を行うことにより、自殺対策についての住民の理解を深めます。	保健センター
国民健康保険特定健康診査等事業	国民健康保険に加入する40歳以上74歳以下の被保険者に対し、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査を行い、生活習慣病予防に努めます。また、健康診査を通じて自殺リスクが高いと思われる人を必要な支援先へつなぐと同時に相談先等の情報提供を行います。	保健センター
後期高齢者医療健康診査事業	健康診査を実施することにより生活習慣病等の早期発見に努め、健康能力の保持増進及び健康意識の向上を図ります。また、健康診査を通じて自殺リスクが高いと思われる人を必要な支援先へつなぐと同時に相談先等の情報提供を行います。	保健センター
基本健康診査事業 39歳以下健診事業	若い世代から健康に関心を持ち、自分の健康状態を確認することで病気の予防・早期発見・早期治療につなげます。働く世代の健康づくりに向けた各種施策との連動性を高めていくとともに、健康づくりの推進を図ります。	保健センター
がん検診事業	がんの早期発見・早期治療を目的として、受診の勧奨や精密検査の必要な人には早期受診をすすめます。検診を通じて自殺リスクが高いと思われる人には、必要な支援先へとつなぐと同時に相談先等の情報提供を行います。	保健センター
妊婦一般健康診査事業 乳児一般健康診査事業 乳幼児健康診査事業	健康診査を通じて、妊娠から子育て期まで切れ間のない支援を行い、問題があれば関係機関につなげます。育児によるストレスの軽減を図れるよう、多職種で相談・助言・指導を行います。	保健センター
母親学級事業	妊婦や家族の妊娠・出産・子育てに関する学習の場としてだけでなく、妊婦の孤立化を防ぎ、仲間づくりを行います。	保健センター
発達支援事業	親の負担や不安感を軽減するために、子どもの発達について専門家が相談に応じます。	保健センター

事業名	事業内容	担当部署名
妊産婦相談・乳幼児育児相談事業 ママほっと広場 エンゼル相談	各種相談を通じて、妊娠から子育て期まで切れ間のない支援を行い、問題があれば関係機関につなげます。育児によるストレスの軽減を図れるよう、多職種で相談・助言・指導を行います。	保健センター
精神保健相談事業 精神保健訪問事業	精神障がいや悩みを抱える方とその家族に対して、相談や訪問により、個別支援を行います。	保健センター
精神保健普及啓発事業	心の健康、精神疾患や精神障がいについての理解を深め、地域の精神障がい者の社会復帰を支援します。	保健センター
栄養改善事業	食を中心とした健康づくりを目指し、研修会や調理実習などの活動をすすめます。その中での相談を通じて不安や問題等を聞き取り、支援につなげます。	保健センター
食育推進事業	食育の普及啓発を図るとともに、関係機関・団体等と協働して全世代に向けて食育活動を実践します。	保健センター
市食生活改善推進協議会補助事業	「私達の健康は私達の手で」のスローガンの実現に努め、食生活改善等に関する実践活動を通して、市民の健康づくりに寄与します。研修内容を地域に広める為の活動をしている食生活改善推進協議会に対して支援を行います。	保健センター
高齢者食生活改善事業	高齢者の低栄養を防ぎ健康寿命の延伸を目指すとともに調理実習を通して高齢者の交流を図ります。	保健センター
老人クラブ育成補助事業	社会からの孤立を防止し、生きがいづくりを行うために、老人クラブ活動を支援します。	老人福祉センター
老人福祉センター管理事業	高齢者の活動拠点施設として健康の維持増進、福祉の増進を目的として、各種相談、サークル活動、研修等を行い、高齢者の生きがいづくりと憩いの場を提供します。	老人福祉センター 河辺支所 地域振興課
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の健康づくりや生きがいづくり、社会的孤立感の解消を図るために、健康東洋体操、ヨガ教室、教養趣味講座などを行います。	老人福祉センター
シルバー人材センター補助事業	健康で働く意欲のある高齢者に就業の機会を提供し、能力を生かした活動につなげます。	老人福祉センター

事業名	事業内容	担当部署名
知的障害児施設運営事業 知的障害者施設運営事業	知的障がい児や知的障がい者が、有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。措置入所では、障がい児・者を家庭で看護できない何らかの理由があると考えられるため、家族の負担軽減も行います。	大洲学園
虐待防止及び人権擁護・権利擁護に関する取組	虐待チェックシートを全職員に配布し、虐待の予防を行うとともに、職員のメンタルヘルスの健全化を図るために虐待の背景にある職員のストレスについて、ストレスマネジメントの視点での研修を行います。	大洲学園
清和園運営事業 さくら苑運営事業	養護老人ホーム入所者が介護サービスを適切に利用することにより、自立した生きがいのある生活を継続していくことを支援します。	清和園 さくら苑
がけくずれ防災対策事業 (市単がけくずれ防災対策事業)	がけ崩れ防災対策として、県営(市営)のがけくずれ防災対策事業を活用し、地域住民の不安解消に努めます。	建設課
教職員メンタルヘルス研修 個別相談事業	心理療法士を各学校に派遣して、カウンセリングによりメンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応を行います。また、教職員対象の研修会を行います。	教育総務課
ふれあいスクール運営事業	おおずふれあいスクールを設置し、心の居場所の提供に努めるとともに生活体験や自然体験、個別に応じた学習などにより学校復帰のための支援を行います。	教育総務課
いじめ・不登校対策協議会推進事業	大洲市いじめ・不登校等対策協議会において各機関の意見の集約を行うとともに、協議会からの提言を踏まえて問題解消に努めます。	教育総務課
小中学校生徒指導支援事業	市内各小中学校の代表が集まり、いじめ根絶にむけて主体的に取り組む意欲を高めるとともに、自校におけるいじめの根絶への取組につなげます。いじめ防止・早期発見・早期解決・再発防止等について、児童生徒自らが意見交換を行い、命を守る力を育成します。	教育総務課
スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉士等の専門知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーが、児童生徒及び保護者の相談に応じたり、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。	教育総務課

事業名	事業内容	担当部署名
ハートなんでも相談員設置事業	ハートなんでも相談員を設置し、関係機関とも連携した包括的な支援を行うことにより、問題行動、不登校等を未然に防ぐとともに早期発見、解決に努めます。	教育総務課
スクールカウンセラー活用事業	中学校に臨床心理に関して専門的な知識経験を有する者を配置し、関係機関とも連携した包括的な支援を行うことにより、教育相談体制の充実を図ります。	教育総務課
キャリア教育推進事業	生徒が「生きる力」を身につけ、主体的に自己の進路を選択できるなど、社会人、職業人として自立していくことができるように職場体験等を実施します。その中で、将来への展望が持てるよう支援します。	教育総務課
子ども発達支援室事業	障がい児の直面する様々な生活上の困難への対応負担から保護者自身が疲弊したり、障がい児が適切な支援を受けられず二次的障害を引き起こし、自殺リスクを抱える可能性があります。関係機関と連携し、発達が気になる子どもの実態を把握するとともに、障がいのある子どもに対し、早期からの一貫した支援の充実を図ります。	教育総務課
公民館・分館活動支援事業	社会教育の拠点施設である公民館及び分館の研修会等の中で、自殺対策を啓発する機会とします。	生涯学習課
人権・同和教育推進事業	地区懇談会、各学級等の中で、自殺対策を啓発する機会とします。	生涯学習課
青少年センター運営事業	少年問題を取り扱う関係機関・団体等との緊密な連携を図り、少年に対する生活指導及び補導活動を総合的かつ効率的に行い、少年の健全育成に寄与します。研修会の際に、青少年の自殺の状況と対策について情報提供を行うことにより、青少年向け対策の現状と取り組み内容について理解を深めます。	生涯学習課
高齢者コミュニティセンター管理事業	高齢者が自宅で引きこもらないよう、機能回復訓練、レクリエーションの場として活動することを支援します。	長浜支所地域振興課
外出支援サービス事業	医療機関受診、買い物等への外出支援を行うことにより、引きこもりの防止、健康で明るい日常生活を支援するとともに、高齢者の健康維持増進及び介護予防を推進します。	肱川支所地域振興課 河辺支所地域振興課
三世代交流館管理事業	市民がいきいきと暮らせる環境を作ることによりすべての世代が交流を図り、地域のコミュニティの増進、活性化を図ります。	河辺支所地域振興課

事業名	事業内容	担当部署名
診療所運営事業	交通手段が不便な地域で唯一の医療施設として、身近で治療が受けられ、安心して暮らせるよう支援します。	豊茂診療所 櫛生診療所 出海診療所 河辺診療所
応急手当講習	住民に対する各種救命講習を開催することで、重篤な傷病者が発生した場合、その場に居合わせた人（バイスタンダー）の資質向上を図り、救命率の向上を目指します。	大洲消防署
警察署の相談	犯罪、詐欺、生活安全等の相談に応じます。	大洲警察署
生活福祉資金貸付事業	低所得者、障がい者、高齢者世帯に対して資金の貸し付けを行います。	社会福祉協議会

大洲市自殺対策推進会議 委員名簿

No	所属団体名	氏名	備考
1	愛媛大学教育学部 准教授	加藤 匡宏	
2	愛媛大学教育学部 客員研究員	山内加奈子	
3	一般社団法人喜多医師会 会長	大久保博忠	
4	特定医療法人静心会平成病院 院長	藤井 正人	
5	一般社団法人愛媛県ネットワーク協会 心理療法士	幸田 裕司	
6	大洲市社会福祉協議会 会長	福住 隆敏	委員長
7	大洲市民生児童委員協議会 会長	西尾 和子	副委員長
8	大洲市老人クラブ連合会 会長	西村 豊	
9	八幡浜保健所 所長	竹内 豊	
10	大洲市教育長	東山 宏	
11	大洲市小中学校校長会 会長	櫛部 昭彦	
12	大洲市PTA連合会 会長	山本 英二	
13	大洲市連合婦人会 会長	玉木 妙子	
14	厚生労働省愛媛労働局大洲公共職業安定所 所長	大黒 智彦	
15	大洲商工会議所 会頭	城戸猪喜夫	
16	大洲警察署 署長	山崎 淳二	
17	大洲地区広域消防事務組合 消防長	亀田 昌一	
18	大洲市市民福祉部 部長	藤田 修	

大洲市自殺対策計画
～誰も自殺に追い込まれることのない
“生き心地の良い大洲市”を目指して～
令和2年3月

〒795-0064 大洲市東大洲 270 番地 1
大洲市保健センター
TEL : 0893-23-0310
FAX : 0893-23-0311